

泉
屋
叢
考

第
拾
輯

泉屋叢考

第拾輯

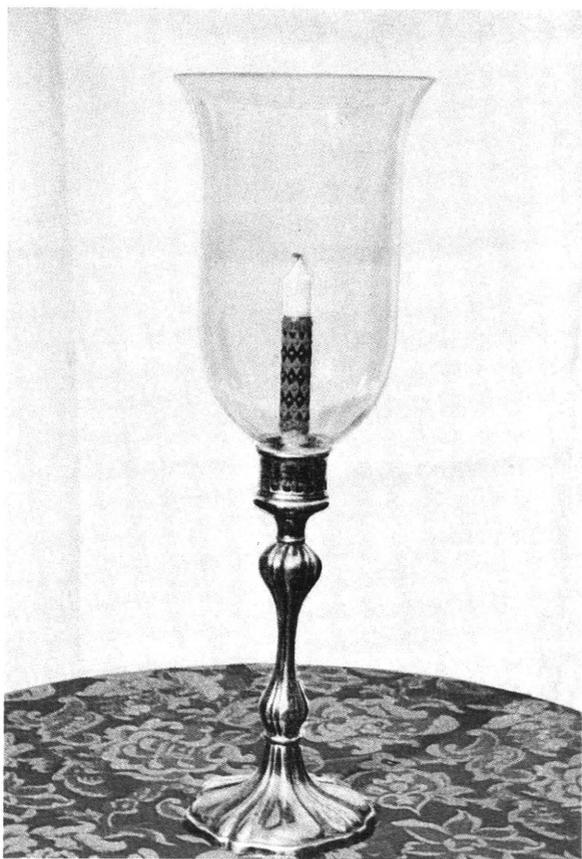
三 近世前期に於ける住友の輸入貿易

附錄

延寶貳寅卯辰長崎買物帳
長崎初發書

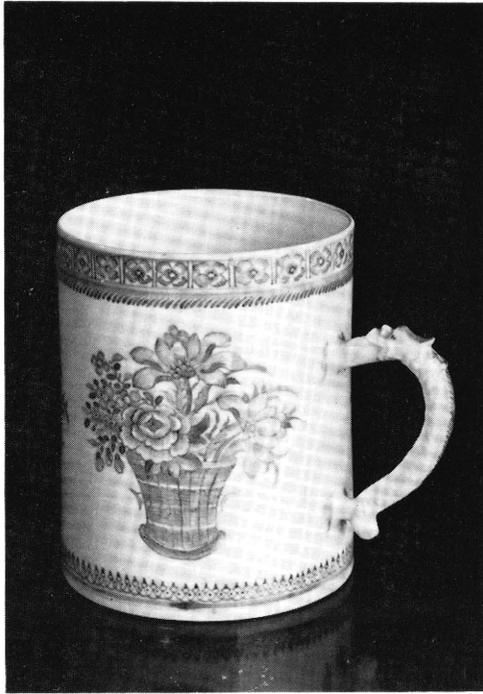
近世前期に於ける住友の輸入貿易

オランダ
ダ
渡來
燭臺

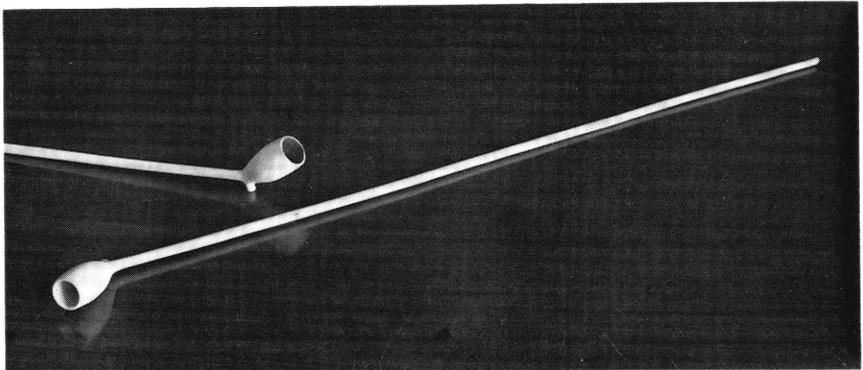


高サ
約一尺七寸

オランダ
ダ
渡
來
染
付
洋
盃

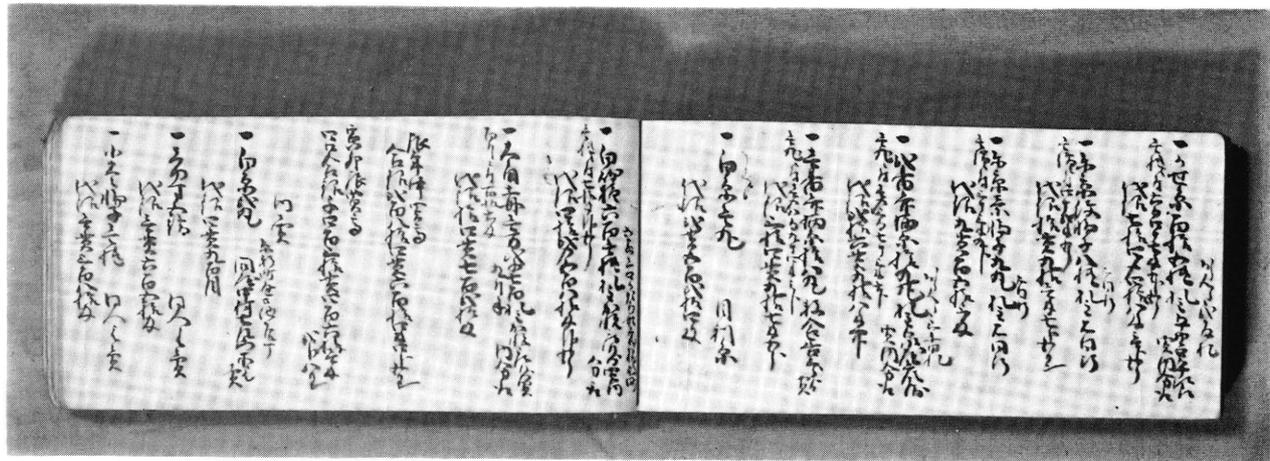


高サ 四寸
内徑 三寸餘



尺二約 サ長

管煙製陶來渡ダンラオ



延寶貳年寅卯辰長崎買物帳

近世前期に於ける住友の輸入貿易 目次

一	序	一
二	大阪に於ける住友の繁榮と輸入貿易	一
三	近世初期の貿易法と住友の輸入貿易	三
四	貨物市法商賣法と貨物銀割當停止	一四
五	貨物銀割當停止後に於ける住友の貨物仲買	一三
六	定高貿易法と住友の輸入貿易復活	一六
七	結語	四二

一 序 言

近世前期の住友の輸入貿易については、具體的資料が極めて乏しい。これは延寶元年(西曆一六七三年)銅貿易商に對する貨物銀の割當が停止され、直接輸入貿易から手を引かざるを得なくなつたこともその主な理由の一つかと思はれる。

しかし住友が輸入貿易に手を染めたのは相當古いらしく、少くとも二代理兵衛友以以來のことと想像され、貨物銀の割當停止後も仲買として輸入貿易に關係してゐたらしい。

以下僅少の資料に頼りつゝ管見の及ぶところを述べることにする。

二 大阪に於ける住友の繁榮と輸入貿易

友以の大阪進出は十七、八歳の頃、元和九年(西曆一六二三年)若しくは寛永元年(西曆一六二四年)と言はれ、寛永七年京都より本式に移つたものゝやうである。^①

當時は徳川幕府の基礎漸く固まり、世の安定と共に大阪が新たに經濟都市として復興しつゝあつた際で、友以はこれに着目したと思はれる。一方彼の大阪進出を一層有利にしたものは、實父

蘇我理右衛門壽濟が大阪銅吹業者の切なる求めに應じて、南蠻吹の祕法を彼等に傳授したことがある。^②このことは壽濟の銅業界に於ける地位を大いに高めるに至つたであらうし、友以にとつては父の南蠻吹傳授と彼の大阪進出との前後を問はず、大阪に於ける彼の活動を非常に有利にしたに相違ない。いづれにしても、大阪に於ける南蠻吹の宗家として特別の地位を占めるやうになつたことは容易に想像し得る。

かくて、友以は大阪の銅吹屋として榮え、吹所も大阪最初の出店たる内淡路町の外に長堀・鰻谷及び京都にも設けたと言はれる。^③これと相關聯し銅貿易・銅山經營を盛大に行つたが、大阪進出の主目的が銅貿易の振興にあつたことは疑ひない。又これに伴ひ絲・反物の類を始め砂糖・藥種其の他の輸入品の販賣にも手を染めてゐたらしい。即ちこの事につき分家住友友良の「先祖傳書」の友以の傍註に、「(前略) 自若年時々五崙平戸博多長壽出游シテ唐漢紅毛人以銅易華物。是長壽商人之初也(後略)」とあり、隴げ乍らその様がうかゞへる。

友以は寛文二年(西曆一六六二年)五十六歳を以つて歿し、其の五子友信が僅か十六歳にて相續した。この時代に蘇我の泉屋の銅吹・銅貿易の所有株をすべて譲り受け、住友の家業は愈々發展し、それに伴ひ輸入品取引も一層盛んに行ふやうになつたものと思はれる。^④

註

① 本叢考第七輯二參照。

② 同右。

③ 本叢考第五輯附錄「泉屋由緒書」參照。

④ 本叢考第七輯二及び本輯附錄參照。

三 近世初期の貿易法と住友の輸入貿易

我が國の近世對外貿易については、中國との間は室町幕府の勘合船が廢止されてから以後も、私商船が盛んに我が國の各地に來航し貿易を行つたが、慶長頃より船數も増加し、貿易は盛大となつた。又西歐よりは十六世紀中葉以降、ポルトガル・イスパニヤ・オランダ・イギリスの各船が續いて來航した。

徳川幕府は初め海外貿易については豊臣時代の政策を受け繼ぎ、吉利支丹禁壓とは切り離して貿易の振興をはかつたが、二者兩立の不可能を覺り、逐次取締りを強化し、遂に寛永十六年(西曆三九)ポルトガル船の來航を禁じ、同十八年平戸のオランダ商館を長崎出島に移し、外國貿易は長崎一港に限ることとし、唐・蘭二國人のみについてこれを許すこととなつた。これより後、長崎は我が國の世界に開かれた唯一の「鎖國の窓」となり、又長崎貿易は海外文化輸入の唯一の經路

となつた。

近世初期の貿易品中、輸入品としては生絲・織物類・砂糖・藥種等が主なものであつた。就中、白絲(國産の生絲を和絲といふに對し中國より輸入する生絲をかく呼んだ。)は最も重要なものであつたから、慶長九年(西曆一六〇四年)に至り白絲割符の制が始められた。これは絲割符人と稱する特定商人の中より出た年寄によつて白絲の直段を決定して、その直段で特定商人の仲間が購入分配する法である。そのころはポルトガル人が日本貿易で最も優位を占めたから、ポルトガル船輸入の白絲について實施された^①。それについて住友家の「長崎初發書」^②には、

一五ヶ所糸割符由緒昔年者白糸之分長崎御奉行所御心得ニ而御吳服所或ハ御公儀様縁にまかせ其外御家來衆迄割符被遣殘ル糸京堺長崎へ割符ニ被下候

一慶長八卯年糸千丸御物被召上御奉行長谷川波右衛門様
小笠原一庵様陸地を豊前小倉迄御持登り細川越中

守様御船七艘にて小倉を伏見に御登せ御天守に御納メ被成候御物残り糸右三ヶ所割符仕候由

一慶長九辰年ニ國々所々を參候商賣人其頭無之不左法(不)ニ付京堺長崎之者糸年寄ニ御定被爲成白糸割符ニ被仰付於伏見 御奉書頂戴仕候寫

黒船着岸之時定置年寄共糸のねいたさゝる以前に諸商人長崎に不可入候いとのおね相定候上者萬望次第可致商賣者也

慶長九年五月三日

本多上野介 御黒印
板倉伊賀守 同 斷

とある。この方法では前記の通り先づ白糸の直段が定まつて後、他の貨物の取引に及んだのであつて、白糸割符仲間の占める地位は重大であつた。

又、糸割符について前記「長崎初發書」には、

一慶長九辰年五月

大權現様於伏見御城糸割^(り)府初而京堺長崎右三ヶ所へ被爲 仰付候

京 百丸

堺 百廿丸

長崎 百丸

合三百貳拾丸 但此斤目高壹萬六千斤

右三百貳十丸之株を以毎年積渡り申候白糸不殘右之斤高ニ割掛^(り)ケ三ヶ所割^(り)府之者共頂戴

近世前期に於ける住友の輸入貿易

仕候堺百廿丸之義ハ諸色大分積渡り商人金銀不足仕候處堺商人共過半買取申候ニ付爲御
褒美御加増被爲 下候由之御事

この一丸といふのは五十斤であるが、つまり分配率を示すので、この割合で白絲を分配するのである。^③

又、寛永八年（西曆一六三一年）には、

一寛永八未年

台徳院様御代江戸大坂被召加

江戸 五十丸

大坂 三十丸

合八拾丸 但此斤高四千斤

此節吳服師へ糸高六拾丸六軒へ被爲 仰付候是ハ現糸ニテ六拾丸ニ限り申候

とあり、はじめ京都・堺・長崎の三箇所割符であつたのが、江戸・大阪を加へて五箇所商人の割符となつた。割方については右五箇所の他に吳服所六軒（後藤縫殿介二十九、三嶋屋祐徳・上柳彦兵衛・茶屋四郎次郎・茶屋新四郎・龜屋庄兵衛各八丸）に現糸にて六十九丸が割り當てられた。^④

ついで寛永十年になり、更に江戸に五十丸、大阪に二十九丸を追加して、江戸百丸、大阪五十丸に改められた。^⑤

その後、寛永十八年(西曆一六四二年)には、前記割方の外に平戸へ十丸を加へ、都合諸國割方は三十丸半となつた。尤も諸國分二十六丸半はそれ以前既に設定されてゐたものであるが、その時期は明らかでない。寛永十年にはオランダ船・唐船も絲割符法の影響をうけたので、長崎における白絲の決定直段に従つて取引し、その決定以前の一切の賣買は停止せられた。^⑥この絲割符の制は明曆元年(西曆一六五五年)廢止せられるまで五十二年間續けられた。

藥種も亦重要な輸入品であつた。「銅異國賣覺帳」に見える寛文十一年(西曆一七一一年)八月、異國向金銀貨交換歩合差益についての江戸町年寄訴訟に對して、銅屋共より長崎町奉行に差出した口上書に、

一兩替利合大分被爲 仰付候ハ、異國仁も小判直段勘定ヲ以商事仕候得ハ、此利合程ハ御藥種御吳服其外異國之賣物日本ニ而之賣買高直ニ可罷成様ニ奉存候。又兩替直違大分毎年異國仁損ニ仕候而ハ、渡海可仕様も無御座候。然時者長崎地下人諸商人ハ不及申上、御藥種大分高直ニ罷成候而ハ、萬民迷惑奉存候御事。

とあつて、薬種が重要視されたことがわかる。

この時代の住友の輸入貿易については、前述の如く、住友友良の「先祖傳書」には、二代友以について、その若年の折、五島・平戸・博多・長崎にまで遙々と出掛け、貿易に従事し、銅を以つて貨物を輸入した由を記してゐるのであるが、當時の具體的資料は何も残つてゐない。次の三代友信時代に至つて、仲買資料ではあるが、幸ひ延寶二年の「丑年長崎ニ而買物帳」並に同五年の「延寶貳寅卯辰長崎買物帳」があつて、或る程度その實際を推測し得る。

先づこれらによつて取扱つた品目を拾ひ上げて見ると、左の如く多岐に互つてゐる。

〔絲類〕 白絲・辨柄絲・小黃絲・薄紫小黃絲・かせ絲・色まがひ絲

〔織物〕 中縮緬・濡中ちりめん・小巻綸子・東京綸子・東京素綸子・東京紋綸子・しゆす・嶋

しゆす・大飛紗綾（花文）・小飛紗綾（ヤカタホツゲン）・ちよろけん・屋形北絹（絹）「華夷通商考」には、王（ヤカタホツゲン）絹（絹）

國主ニ貢ス
ルモノナリとあり。）

〔藥種〕 附子・山歸來・丁子・龍腦・阿仙藥・みいら・あんそくかう・胡椒・鞭耳草・白檀・

紫檀

〔砂糖〕 白砂糖・高砂白砂糖・高砂染砂糖・染砂糖・しやむ黒砂糖・河内黒砂糖

〔鑛物〕 錫・水銀・とたん^(註)・大角とたん・辰砂・みやうはん

〔その他〕 石筆・山馬皮^{ヤマウマ}・目鏡^(めがね)・かほうちや柴・しやむ柴

^(註) 炭の一種

これらの品々は主として上方で賣捌いたのであつて、京都では糸・巻物を扱ふ長崎問屋の⁽⁹⁾一京新町通御池下ル丁 問屋中村七左衛門」・「京新町通二條下ル丁 問屋堺屋藤兵衛」・「京釜座二條上ル丁 問屋金屋善兵衛」・「京新町通二條上ル丁 問屋分銅屋七兵衛」に賣り、その他、「京三條木屋町 泉屋三郎兵衛」・「京三條小橋上ル丁 泉屋伊兵衛」・「京誓願寺通柳馬場西へ入丁 錢屋仁兵衛」にも賣つた。大阪での賣先は、「大坂内淡路町一丁目 問屋備前屋次郎右衛門」・「大坂本町一丁目 秋田屋善右衛門」・「同 備後町三丁目 三善屋又兵衛」があり、又、堺では錢屋傳左衛門、長崎では松田九郎右衛門などの名前が見える。尙、柏屋治兵衛・三文字屋太兵衛・同平兵衛等に賣つたことも見えてゐて、恐らくこれらも上方の商人であらう。この他、江戸で泉屋三右衛門があるが、これは江戸詰の泉屋の手代である。⁽¹¹⁾又前記の京都の泉屋三郎兵衛・同伊兵衛も別家かと思はれ、しかも伊兵衛は京都絲割符商人として活動してゐたらしい。⁽¹²⁾

次ぎにどの位の金額のものを取扱つてゐたかといふことであるが、これも直接貨物の輸入に携はつてゐた時期の資料を缺くため、適切どころが分らぬのが残念であるが、前記諸資料によれ

ば延寶元年(西曆一六七三年)輸入商の札主を通じて買入れた額は、

泉屋吉左衛門買入分 銀 二百七十貫二百二十九匁餘

泉屋平八(分家)買入分 銀 四十五貫五百七十四匁九分

合計 銀 三百十五貫八百四匁餘

これを同年中に上方等で賣捌いた額が、

泉屋吉左衛門分 銀 二百十七貫百四十匁

泉屋平八分 銀 四十六貫八百四十匁

合計 銀 二百六十三貫九百八十匁

次いで延寶二・三・四年と吉左衛門・平八各名義の買入及び賣上高を各年毎に合計して見ると、

延寶二年

買入高 銀 五百七十八貫五十三匁餘

賣上高 銀 三百三十貫百七十五匁餘

同 三年

買入高 銀 五百四十五貫七百八十一匁餘

賣上高 銀七百四十二貫百二十四匁餘

同 四年

買入高 銀三百五貫五百十六匁餘

賣上高 銀五百六十六貫二百十九匁餘

となつてゐる。因に延寶二年の輸入惣貨物高は銀一萬九千二百六十三貫目餘、當時の輸入商が六千六百四十六人と言はれてゐるから、銅輸出に於ける泉屋の地位と比肩すべくもないが、輸入商としても當時相當活潑なものが見られたのではないかと想像される。

又、主たる品目の取扱高を見ると、延寶元年前記泉屋二家にて買入分の中、

辨柄絲 銀百三十四貫二百四十匁餘

白絲 銀二十三貫七百六匁餘

反物類 銀三十一貫九百六十匁

高砂白砂糖 銀十三貫百六十匁

二年が、

辨柄絲 銀十三貫二百十八匁餘

近世前期に於ける住友の輸入貿易

白絲 銀二百九十九貫九百五十六匁餘

反物類 銀百六貫六百八十七匁餘

白砂糖 銀四十六貫四百十匁

山馬皮 銀七十貫六百二十六匁餘

三年は、

辨柄絲 銀九十七貫七十三匁餘

白絲 銀二百四貫四百五十三匁餘

小黃絲 銀九十二貫八百六十五匁

反物類 銀十二貫七百五十七匁餘

白砂糖 銀五十九貫六百十匁餘

山馬皮 銀二十九貫百五十七匁餘

四年が、

白絲 銀十貫百八十八匁

辨柄絲 銀六十貫百九十五匁餘

小黃絲 銀 七十八貫六百五十三匁餘

反物類 銀 二十二貫二百九十五匁餘

白砂糖 銀 四十五貫四百十四匁餘

と各年の買入高の大半を占めてゐる。

以上の諸點より延寶以前の住友の輸入貿易の状態を或る程度推考し得るかと思はれる。

註

① 「これは絲割符人と稱する云々」補訂—小葉田—。

② 本輯附録參照。

絲割符由緒、絲亂記などと同旨である。但し、千丸を買上げて長崎奉行が伏見城に納めたのは、これらの記録では慶長十年となつてゐる。(絲割符由緒云々以下補註) —小葉田—。

③ 「この一丸といふのは云々」補訂—小葉田—。

④ 呉服所に割符の時期については慶長十年以後となす説あり、(長崎市史通交貿易編東洋諸國部)。長崎古今集覽など長崎の記録には慶長九年にかけてゐる。(長崎古今集覽云

々以下補註) —小葉田—。

⑤ 「長崎初發書」には寛永十一年のこととしてゐる。

⑥ 「寛永十年にはオランダ船・唐船も云々」以下補訂—小葉田—。

⑦ 本叢考第七輯附録參照。

⑧ 本輯附録參照。

⑨ 「京羽二重織留」卷之六(元祿二年刊)、長崎問屋の項に、「新町二條下ル町東がわ 糸巻物 堺屋藤兵衛」・「同町東がわ 同 金屋長右衛門」・「同町東がわ 同 金屋善左衛門」・「新町御池下ル町 糸巻物 中村吉左衛門」の名が見

える。尤も、金屋二軒共に位置が町一筋東へずれてゐるが、

⑬ 京三條木屋町・三條小橋上ル丁は共に泉屋の吹所の所在地

大體延寶期の金屋の後と考へられよう。又分銅屋はこの項

と同町若しくは附近であり、又、住友の古過去帳二十七日

並に同書長崎割符取人数の中にもないが、「京都御役所向

の條に「元祿八亥正月 一得淨意信士 京泉、先伊、兵衛」、十

大概覺書」の正徳六申年改の京絲割符人数の中に分銅屋七

七日の條に「元祿十二己卯正月 西譽道休 京泉屋三郎兵

兵衛の名が見える。(又分銅屋は云々以下補註)——小葉田——

衛」とあり、又、延寶五年八月十一日附の足尾銅に關する書

⑩ この内淡路町の對岸(東横堀を夾んで)淡路町・平野町・

上差出人として、「大坂淡路町泉屋吉左衛門家守」の「三條

道修町が近世中期以後の棄種問屋街となる。

小橋上ル大坂丁 井兵衛・「六角通大黒丁 三郎兵衛」の

⑪ 泉屋三右衛門の名は「銅異國賣覺帳」の延寶二年寅十月十

署名が見える等の諸點より兩人共別家かと思はれる。尙、

四日の南部銅買入れに關する訴狀の差出人として「中橋南

「京羽二重織留」卷之六の長崎割符取人数中に泉屋伊兵衛

榎町長左衛門棚 三右衛門」とあり、又同訴狀文により少

とある。(尙以下補註)——小葉田——

くも二年前にも三右衛門が江戸に居たことがわかる。尙、

⑭ 絲鑑拔書(航通一覽卷百五十七)。

本叢考第九輯八の註⑤参照。

四 貨物市法商賣法と貨物銀割當停止

近世の貿易法としては、慶長九年(西曆一六〇四年)白絲割符の制が始められてより、貞享二年(西曆一六八五年)

正月定高貿易法が布かれるまでに二回に亙る變革があつた。

明暦元年(西曆一六五五年)絲割符の制が廢止せられた事情について、大體外國船持渡の白絲の直段につ

いては、「夏船秋船ニ持渡り候糸上中下と三品ニ直段致シ置冬春積參候直段も夏秋之直段同前ニ年々買取り申候^①」とあり、一旦評定されたものは翌年度までは變更されない慣例であつたので、狡猾な外商は夏秋に少量の白絲を持渡し、その値を騰貴させておき、翌春多量の白絲を持渡り同直段で賣渡し巨利を占めることをしたので、遂に廢止されることになつた。

かくて、明暦元年よりは相對自由貿易といふことになつたが、その結果國內商人の競合ひとり、外商が自由に直段の高下を操作して、貨物輸入額が著しく増大し、その爲め銀流出夥しく、徒らに外商に利を與へ、國內商人の中には破産するものすら出るに至つた。寛文八年^(西曆一六六八年)幕府は銀の輸出を禁止し、買物高の残りは小判で持歸らせたが、輸入貨物の價を引下げ、又國內商人並に一般消費者の利益を擁護し、併せて金銀流出を抑制すべく寛文十二年^(西曆一六七二年)新たに貨物市法商賣法なるものを施行した。

この貨物市法商賣法は、先づ京・江戸・大阪・堺・長崎の五箇所商人に就いて、彼等の中から定まつた目利役を出して、總ての輸入貨物を評價させ、奉行所でこの評價に基いて比較的低い適當の價格を定め、町年寄をして通詞を経てこれを外商に通告し、若しこの價格に同意すればこれを購入し、同意しなければ積み歸らせ、購入した貨物は最上評價を以つて、五箇所及び諸國の商

人に賣渡し、差益を會所の利益金として五箇所並に諸國商人の買高に應じ配分した。そしてこの配當金を市法貨物増銀と言ひ、そのうち唐船貨物の三分の一に對する増銀は以前から唐船貿易に關係の深い長崎の宿町及び附町に割當てられた。

ところで以上の市法商賣法が實施されたのは實は翌延寶元年かららしく、寛文十二年には暫定的な試法を行つた。これについて前記「長崎初發書」には次の通り記してゐる。

一 同年牛込忠左衛門様御時貨物御一法初而被仰付候五ヶ所功者成商人被撰出目利役被仰

付唐人阿蘭陀諸色元直段御究被成候然共子年ハ札宿老支配人も無之候尤船々之貨物ヲ商

人之銀高に應シ振鬮ニて被仰付候商人中貨物銀高と申儀者前西戌亥三年之買物仕候高を

書付させ御取被成三年ニならし買高御極其高に應シ貨物被下候又子年初而長崎へ下り又

は前々年々罷下子ノ年前三年不參者ハ新下り同前ニ新商人ニ被仰付候

一 右御割付之通被仰付子ノ年ニハ五ヶ所並諸國商人共ニ諸色貨物ニ而御割付被仰付候事

さて、銅輸出業者も一方で輸入業を兼營し從來外貨を購入してゐたし、殊に住友は前述の如くはやくより輸入貿易に關係してゐたので、寛文十二年度は前年買物高に應じ、大體左表のやうな貨物銀高の割當を受けたのである。^④

銅貳萬六千斤

貳拾四貫貳百目

京

布袋屋加兵衛

銅四萬九千斤

貳拾九貫九百目

堺

帶屋六兵衛

銅五萬斤

貳拾六貫四百目

同

糸屋治兵衛

銅拾萬八千九百斤

貳拾壹貫貳百目

同

絆屋徳左衛門

銅八萬貳千五百斤

貳拾六貫四百目

同

海部屋平右衛門

銅卅五萬貳千七百斤

貳拾九貫九百目

同

錢屋喜兵衛

銅拾壹萬貳千六百斤

貳拾四貫貳百目

大坂

塚口屋與右衛門

銅五萬六千斤

四貫目

同

塩屋小兵衛

銅五萬九千斤

壹貫五百目

同

銅屋善兵衛

近世前期に於ける住友の輸入貿易

近世前期に於ける住友の輸入貿易

一八

銅拾五萬四百斤

同

貳拾九貫三百目

平野屋平兵衛

銅廿七萬三千三百七拾壹斤

同

貳拾六貫四百目

大坂屋小左衛門

銅拾三萬四千四百斤

同

貳拾六貫四百目

泉屋平八

銅廿七萬貳千六百廿九斤

同

參拾貳貫五百目

泉屋長十郎

銅四拾萬貳千貳百斤

同

貳拾九貫九百目

泉屋與九郎

ところが、それから何程も経たぬ同年十月になり、長崎奉行より達しあり、銅屋には明年以後貨物銀の割當をしない。それについて銅の輸出高五萬斤以下の業者は銅屋を廢めて、貨物銀の割當を受けようとそれは自由だが、五萬斤以上の業者は縱令銅商賣を廢めようと貨物銀の割當はしないから引續き銅貿易をするやうにといふことである。それについて「銅異國賣覺帳」には、

子十月於長崎御奉行様被仰付候ハ銅商賣仕候者來年ハ貨物之割付不被遣候其内五萬斤迄
商賣仕來り候者ハ銅商賣留り貨物之割付可申請共勝手次第ニ可致候又五萬斤ハ上商賣仕

來り候者ハ縦銅商賣留り申共貨物者不被遣候間不相替銅商賣仕候様ニと被爲 仰付候

とあり、この場合五萬斤以上の輸出業者の轉業を認めないといふことは、銅貿易の國策上に於ける重要性を認識した爲であらう。

何故かういふことになつたかは尙よくわからないが、銅屋が何か二重に過分の利を得るかのやうに考へられたためであつたらしいことは、元祿七年(西曆一六九四年)七月十日附の古來銅屋古歴に、「銅商賣人ハ小判直違銀並貨物拜領仕候へハ貳重之様ニ被思召候由ニ而」と言つてゐることから察せられる。即ち是より先、寛文十一年(西曆一七一一年)異國貿易によつて支拂はれる金銀貨の交換歩合に關連して、輸出業者にその損失を保證することが始められた。^④それ故、銅輸出業者に限らず、他の輸出業者も同様でなければならぬのに、銅輸出業者の銅屋だけが問題になつたのは不審である。小判直違銀の拜領といふことは特殊な兩替制による損銀の補償であるから、これと貨物銀割當とで二重になるといふことも直ちには納得し兼ねる。そこで銅屋は長崎奉行に對し、その不條理を述べて再考を要求した。即ち前記元祿七年の銅屋古歴には、

(前略) 自餘之賣商人も小判直違銀と貨物と兩様拜領仕候へハ、銅屋共とても貳重ニハ不罷成、其上異國本朝小判取やり御得失之考ヲ仕目録差上ケ候へハ、重寶成儀申上候旨

牛込忠左衛門様御意被成候。然ハ私共御忠節申上候者共ニ而御座候へハ、縦自餘之賣商人へハ不被遣候共、私共へハ右被下置候通貨物拜領可被仰付儀と奉存候。

とあり、相當強硬な態度に出たやうであるが、結局認許にはならなかつた。さうすると、これは或は輸出金額に於いて銅が壓倒的であつたことも關係あつたのかも知れない。しかし銅屋達はそれでは納まらず、更に江戸へ下つて訴願した。このことは延寶二年(西曆一六七四年)四月三日附の江戸での訴狀寫しの終りに、「右申上候通長崎ニ而も御訴訟申上候得共、長崎ニ而ハ難被仰付由御意被成候ニ付、乍恐御當地へ相詰申上候。」とあることから知られるが、一方又今度の件については、大阪の惣年寄の策動も關係あつたことは、右訴狀の寫しに「大坂惣年寄長崎貨物之儀追落シ取可申とて、大坂石丸石見守様に御訴訟申上候ニ付、銅屋中石見守様を被召出、右之趣被仰聞候ニ付、俄ニ江戸へ相詰訴訟申上候訴狀之扣」との前書があることから知られるのである。^⑦
さて銅屋が江戸勤番の長崎奉行岡野孫九郎に差出した訴狀の内容は次の通りである。

(前略)

一去年去々年兩年小判取遣兩替之儀、阿蘭陀人之荷物買申代銀者兩替五拾七匁ツ、ニ被召上、阿蘭陀方へハ六十八匁宛御渡被爲成候。就夫日本ハ阿蘭陀人へ賣渡し申銅・古錢・

いまり焼物・染物・蒔繪道具・諸色之代銀を阿蘭陀方へ兩替六拾八匁ニ小判相渡し申候を、五拾七匁之小判ニ當り申様ニ合銀を立用被爲仰付候ニ付損徳も無御座候。然所諸色賣申商人ニハ貨物之割符被爲仰付、銅屋共計外ニ徳分も無御座候様ニ被爲聞召上、去丑年貨物之割御除ケ被爲成候。右申上候通小判合銀立用ニ被成下候儀へ、賣物買物仕候小判取遣兩替同直段ニ罷成候ニ付、外之徳分ニハ不罷成候御事。

一阿蘭陀人に銅賣渡シ申直段之儀へ、前々々年々少しつゝも下直ならてハ買不申候ニ付、

徳分も無御座候。然共累年之家職ニ而御座候ニ付仕續申處、外之徳用も御座候様ニ被爲聞召上貨物之割符御除ケ被爲成迷惑奉存候。御慈悲ニ私共ニも去々年之通自餘之商人並

ニ貨物之割付被爲仰付被下候様ニ奉願候御事。(下略)

これは條理を盡したもので、長崎での訴願のやうに強い主張は見られないが、彼等の立場は具體的によく述べられてゐる。ところが岡野は長崎勤番の牛込より後任であつたので、牛込に遠慮し牛込に願へと言つて埒が明かない。そこで此の上は評定所に願ひ出る外はないといふ段取りになり、この方ならば聽許を得る見通しもないではなかつたらしいが、當時たまたま前年延寶元年に阿形宗智の銅貿易一手引請願が提起され、これに就いて歎願中で、従つて訴訟が二重になり、且

つ後の方こそ銅屋死活の大問題であつたから、専らこの方に全力を注ぐことゝして、貨物銀割當
歎願の方は取止めたといふことである。^⑨かくて住友は永年携はつて來た直接輸入貿易より遂に手
を引くことゝなつた。

註

① 本輯附録「長崎初發書」參照。

通航一覽所收「古集記」、「崎陽群談」などには春船の白絲

につき直段をきめ、夏秋船で多量の白絲を輸入したといふ

が、「長崎市史」通交貿易編東洋諸國部で説くやうにこれ

は誤である。夏秋船では明曆元年四月割符法を破ることを

命じた幕府の令と時期が矛盾する。「長崎初發書」の記事

はこの點正確である。(通航一覽所收「古集記」云々以下

補註)——小葉田——。

② 寛文八年銀輸出禁止の項補訂——小葉田——。

③ 本叢考第九輯七の註①參照。

④⑤ 銅異國賣覺帳。

⑥ 本叢考第九輯六の「金銀貨交換歩合の問題と輸出損銀補償

制」參照。

⑦ 銅異國賣覺帳。

⑧ 本叢考第九輯七の註⑥參照。

⑨ 延寶二年四月三日附大阪堺銅屋訴狀寫後書。即ち「右貳通

岡孫九郎様^{つゝ}に上ヶ訴訟いたし候得共牛込忠左衛門様先官之

儀ニ候間忠左衛門様へ訴訟仕候へと被仰候尤御評定に出候

ハ、可被仰付儀も御座可有候へとも阿形宗智銅訴訟了簡い

たし扣強致不申止置申候爲後日書記し置申候仍如件」とあ

る。

五 貨物銀割當停止後に於ける住友の貨物仲買

前述の如き事情で友以以來の直接輸入貿易は停止の已むなきに立ち至つたが、其後は尙貨物仲買を續けたらしく、貨物銀割當停止の延寶元年より四年までの實際については、前記「丑年長崎ニ而買物帳」^①並に「延寶貳寅卯辰長崎買物帳」^②によつて伺ふことが出来る。その大體については既に第三節に於いて觸れた。又前述の如くその取扱品目中、生絲・反物類・砂糖・藥種等が主なものであり、生絲・反物類は京都の間屋へ、大阪の間屋へは砂糖・藥種類を賣却してゐるのも注目すべきことであらう。尙、延寶元年以後四年迄の仲買による取引の總額を見ると、

泉屋吉左衛門分として、

總買高 銀 千五百七十八貫九百九十匁四分八厘

總賣高 銀 千七百十三貫四百七匁二分八厘

賣殘高 銀 百十五貫三十八匁九分

泉屋平八分として、

總買高 銀 百六十六貫百六十五匁六分五厘

總賣高 銀 百八十九貫九十二匁五分九厘

賣殘高 銀 十七貫七百十八匁

となつてゐる。

今、又泉屋二家の賣却先問屋について見るに、

延寶元年買物分については、

京新町通御池下ル丁

問屋 中村七左衛門

一番辨柄絲 二十五丸 代銀 五十二貫六百八十匁

二番辨柄絲 三十八丸 代銀 七十二貫八十匁

中縮緬 五百六十反 代銀 三十貫六百二十匁

小卷綸子 二十反 代銀 一貫三百六十匁

京新町通二條下ル丁

問屋 堺屋藤兵衛

一番辨柄絲 七丸 代銀 十五貫二百七十匁

京釜座二條上ル丁

問屋 金屋善兵衛

一番辨柄絲 二丸 代銀 四貫三百八十匁

二番辨柄絲 三丸 代銀 四貫八百三十匁

となつて居り、この他特に目立つものとしては、

京三條木屋町

泉屋三郎兵衛

(飛紙)
とたん 一萬五千斤 代銀 二十五貫五百二十匁

江戸

泉屋三右衛門

錫 一萬五千斤 代銀 三十貫四百二十五匁

大坂備後町三丁目

三善屋又兵衛

錫 一萬斤 代銀 二十二貫五百匁

がある。

近世前期に於ける住友の輸入貿易

近世前期に於ける住友の輸入貿易

二六

次ぎに延寶二年分としては、

京新町通御池下ル丁

問屋 中村七左衛門

白絲	十四丸	代銀 三十貫八百二十匁
一番辨柄絲	五丸	代銀 八貫五百九十匁
二番辨柄絲	九丸	代銀 十四貫八百二十三匁九分
縮緬類	三十四櫃	代銀 二十六貫六百四十匁二分
紗綾	二十四櫃	代銀 二十四貫六百六十一匁
鳥羽絹 <small>(ちよろげんカ)</small>	七櫃	代銀 十貫六百五十匁
小卷綸子	一櫃	代銀 一貫三百八十匁
しゆす	五反	代銀 一貫六百五十匁
嶋しゆす	一櫃	代銀 一貫九百八十匁

京新町通二條下ル丁

問屋 堺屋藤兵衛

一番辨柄絲

三 丸

代銀 五貫百匁

縮緬類

七 櫃

代銀 五貫七百四十匁

嶋しゆす

二 櫃

代銀 三貫九百六十匁

色まかい絲

八 櫃

代銀 二貫八百五十匁

京釜座二條上ル丁

問屋 金屋善兵衛

白絲

十八丸

代銀 三十八貫八百三十一匁

縮緬類

五 櫃

代銀 四貫三百匁

京新町通二條上ル丁

問屋 分銅屋七兵衛

白絲

十一丸

代銀 二十三貫五百十匁

京三條小橋上ル丁

泉屋伊兵衛

錫

八千五百十二斤

代銀 十九貫五百七十七匁六分

とたん

二千二百九十二斤

代銀 五貫七百三十匁

近世前期に於ける任友の輸入貿易

大坂内淡路町一丁目

問屋 備前屋次郎右衛門

山馬皮 七十束 代銀 十五貫八百七十二匁九分

白砂糖類 七百八十二匁と 一萬斤 代銀 五十七貫四百四十一匁六分三厘

丁子 十八匁 代銀 九貫三百七匁八分

みいら 二斤 代銀 四十九匁五分

次ぎに延寶三年には、

京新町通御池下ル丁

問屋 中村七左衛門

小黃絲 十八丸 代銀 二十八貫二百六十匁

白絲 五丸 代銀 十二貫二百五十匁

一番辨柄絲 十七丸 代銀 三十貫五百六十七匁七分

二番辨柄絲 二丸 代銀 二貫五百八十匁

東京綸子 一櫃 代銀 一貫三百八十匁

嶋しゆす 三本 代銀 七百六十五匁

京釜座二條上ル丁

問屋 金屋善兵衛

白絲 百六丸 代銀 二百五十三貫七百七十六匁三分五厘

小黃絲 十三丸 代銀 二十一貫二百三十匁

一番辨柄絲 十二丸 代銀 二十三貫百九十八匁

屋形北絹^(實) 十三丸 代銀 十二貫六百十八匁

色まかい絲 六 櫃 代銀 二貫八十四匁二分五厘

鳥羽絹 一櫃と四本 代銀 一貫九百五十匁

京新町通二條下ル丁

問屋 堺屋藤兵衛

白絲 十九丸 代銀 四十五貫二百二十四匁四分

小黃絲 九丸 代銀 十四貫二百三十匁

屋形北絹 三丸 代銀 三貫三百六十匁

鳥羽絹 四 櫃 代銀 五貫七百五十匁

色まかい絲 七 櫃 代銀 二貫四百三十一匁四分五厘

近世前期に於ける住友の輸入貿易

嶋しゆす

一丸と三本

代銀 二貫七百九十匁

京新町通二條上ル丁

問屋 分銅屋七兵衛

白絲

四十二丸

代銀 九十九貫六百六十匁

小黃絲

六丸

代銀 九貫六百四十匁

色まかい絲

六櫃

代銀 二貫八十五匁九分四厘

京誓願寺通柳馬場西へ入丁

錢屋 仁兵衛

屋形北絹

二丸

代銀 二貫三百六十匁

京三條木屋町

泉屋 三郎兵衛

屋形北絹

二丸

代銀 二貫目

大坂内淡路町一丁目

問屋 備前屋次郎右衛門

白砂糖

四百八十六櫃と
四十九櫃

代銀 三十八貫四百五十三匁二分一厘

黑砂糖類

百二十六丸半

代銀 十三貫六百二十四匁一厘

龍腦	八十九箱	代銀 十一貫二百五十九匁二分
山馬皮	百七十束	代銀 三十七貫七百三十二匁五分
鞭耳草	三十一櫃	代銀 五貫三百九十八匁七分五厘
水銀	六箱	代銀 二貫百七十九匁四分七厘
丁子	二櫃	代銀 二貫九百十六匁七分
附子	六箱	代銀 一貫百三十一匁一分四厘
しやむ柴	十六桶	代銀 九貫百七十三匁三分三厘
かほうちや柴	二十二桶	代銀 十貫四百二十二匁二分
みいら	七斤	代銀 百九匁一分二厘
明凡	二櫃	代銀 八十三匁六分三厘
紫旦	七十斤半	代銀 二十四匁八分二厘

延寶四年では、

京新町通御池下ル丁

問屋 中村七左衛門

白絲 七丸 代銀 十七貫百三十匁

小黃絲 十二丸 代銀 十八貫四百八十匁

二番辨柄絲 七丸 代銀 九貫百六十匁

かせ絲 二櫃 代銀 一貫百六十四匁七分二厘

東京綸子(素・紋共) 三櫃 代銀 三貫七百四十五匁

京新町通二條下ル丁

問屋 堺屋藤兵衛

白絲 二丸 代銀 五貫百十匁

小黃絲 四丸 代銀 六貫三百匁

二番辨柄絲 一丸 代銀 一貫二百五十匁

東京綸子(素・紋共) 四櫃 代銀 四貫七百五十五匁

京釜座二條上ル丁

問屋 金屋善兵衛

白絲 十六丸 代銀 四十一貫四百七十匁

小黃絲 二十五丸 代銀 四十貫九百七十匁

一番辨柄絲 二十九

代銀 三十八貫七百六十匁

二番辨柄絲 二十二丸

代銀 三十一貫八百七十匁

かせ絲 十一櫃

代銀 六貫九百四十匁

色まかい絲 二丸

代銀 七百五十七匁二分

東京綸子 十五櫃

代銀 十八貫百四十九匁五分二厘

京新町通二條上ル丁

問屋 分銅屋七兵衛

白絲 十三丸

代銀 三十二貫七百十匁

小黃絲 二十七丸

代銀 四十三貫七百七十七匁六分

一番辨柄絲 九丸

代銀 十七貫七百匁

二番辨柄絲 六丸

代銀 七貫四百匁

かせ絲 十櫃

代銀 五貫九百匁

東京綸子(素・紋共) 六櫃

代銀 七貫九百八十匁

京三條小橋上ル丁

泉屋伊兵衛

近世前期に於ける住友の輸入貿易

三四

大角土丹とたん
(箱 紙)

一萬二千七百五十斤

代銀 十六貫三百四十匁六分

堺

錢屋傳左衛門

かせ絲

十三櫃

代銀 八貫八十六匁四分

大坂本町一丁目

秋田屋善右衛門

かせ絲

一櫃

代銀 六百三十匁

大坂内淡路町一丁目

問屋 備前屋次郎右衛門

白砂糖

四百九十五櫃と
四百五十七櫃

代銀 六十七貫八百二十八匁八分二厘

龍腦

二十一斤

代銀 三貫四百六十三匁五分

山馬皮

二百四十一束

代銀 四十四貫三百六十一匁五分

鞭耳草

五十五櫃

代銀 七貫五百六十八匁四分一厘

水銀

五箱

代銀 一貫六百五十六匁八分四厘

丁子

八櫃

代銀 二十五貫三百六匁六分九厘

附子

四箱

代銀 六百十三匁二分

胡椒

二十二俵

代銀 一貫二百七匁二分

以上のやうになり、賣却先問屋の特色がよく表はれてゐる。

尙、こゝに一考を要することは買入先についてである。前述の如く、寛文十二年(西曆一六七二年)より

貨物市法商賣法が施行され、所定の手續を経た輸入貨物は最高評價を出した札主へ落札されることになつてゐた。今前記資料によつて、泉屋の取引した札主の名幾人かゞ知られるが、その中に注目される札主は、延寶元年及び二年分としては、泉屋長四郎・同安右衛門、又延寶三・四年分としては、泉屋彦兵衛の名が見えることである。先づ泉屋長四郎・同安右衛門の兩名は暫く措くとして、泉屋彦兵衛の名は一見奇異に感ぜられるものである。といふのは、この名の現はれる「延寶貳寅卯辰長崎買物帳」(分家の分)の提出者は泉屋平八並にその長崎下りの手代彦兵衛であるからである。既述の如く、延寶元年以後は泉屋は輸入貨物の直接取引を禁ぜられてゐる筈である。然らばこゝに札主として現はれる彦兵衛を如何に解釋すべきであらうか。同名異人と考へることも出来よう。しかしこゝに又別の見方も考へられる。即ち先に寛文十二年貨物銀割當が行はれた際の銅商泉屋の名義人は平八・長十郎・與九郎であり、同じく停止を受けた時にもこの三人

であつた。^③先づ平八は泉屋の當主吉左衛門友信の甥に當る友膳のことであり、長十郎は當主吉左衛門の手代である。即ち平八の手代彦兵衛は少くとも銅屋名義人としては直接關係はなかつたわけである。かゝる觀點に立つ時、彦兵衛は個人名義としては輸入貨物取扱の札主になることも可能であつたのではなからうかと思はれる。又札主彦兵衛の名は延寶三・四年分に見えるのみで、同元・二年分には現はれず、又これに對して前述の札主泉屋長四郎・同安右衛門の名は同元・二年分のみに現はれる。此の兩名も或は泉屋の手代若しくは別家で、札主手代の交替が行はれたのではないかと臆測するのは無理であらうか。^④

註

① 本叢考第七輯附録參照。

七參照。

② 本輯附録參照。

④ 正徳享保の例にもほとんど毎年札主手代の交替を行つてゐる。

③ 「銅異國賣覺帳」惣銅屋中貨物之次第。尙、本叢考第九輯

六 定高貿易法と住友の輸入貿易復活

貞享二年(西曆一六八五年)正月、寛文十二年施行の貨物市法商賣法の廢棄と明曆元年(西曆一六五五年)廢棄の絲

割符法の復活とが令せられ、八月には外貨輸入の歳額が定められた。即ち唐船六千貫目、蘭船金五萬兩（三千貫目）合計九千貫目で、市法商賣法の施行で抑制された寛文十二年度の輸入額の殆んど三分の一といふ非常な減額であつた。このやうな事になつたのは、市法商賣法は初めは或程度輸入金額を抑制し、従つて金銀の流出を防止するのに役立つたが、輸入歳額に制限がなかつた爲め、其後外商が利潤の絶對額即ち總利潤額の増大を目指して、次第に輸入貨物の量を増すやうになつた結果、遂に本法施行の意義を失ひ、一方又本法の施行に伴ふ長崎奉行所の莫大な利潤によつて、その配分の恩恵に浴する長崎市民の風俗が華美となり、長崎奉行以下關係所司にも兎角の風評を生ずるに至つたからである。

かくて定高貿易法が施行されたが、その結果輸入額の減少から勢ひ貿易額に伴ふ口錢の減少を來し、長崎地元民の收入減となつた。そこで彼等はその代り財源を得ようとして、當時頓に輸出品中その重要性和額とを増して來た有利な銅貿易に着目し、地元有力者及び關係商人達は種々劃策し、間吹銅・鑄型違銅の輸出を企て、古來銅屋との間に問題を起すなどがあつた。

輸入歳額制限の嚴守は、外商と長崎地下人との利益を大幅に縮少する結果となつたが、一方貿易額が限定されても、船數が限定されなかつたので、勢ひ有利な日本貿易を目指して來航する外

商船の数が多くなり勝ちで、その結果積戻しを命ぜられる場合と密貿易を企てる者とは多くなつた。この場合外商が最も希望した日本品は銅であつただけに、この方面に種々の紛争を惹起したのであつた。よつて元祿元年(西曆一六八八年)には唐船を七十艘と定めたが、なほ根本的解決策とはならなかつた。かゝる状態の打開策として取上げられたのが代物替貿易で、銅及び俵物(當時、海産干物をかく呼んだ。)を以つて定額外に貨物を輸入する法であつた。又、元祿八年の貨幣改鑄によるその質の低下は、勢ひ外商の銅による交易を望む結果となつたので、前記代物替貿易用銅を含め多額の銅を毎年確保する必要から、遂に同十年、年間輸出銅總額八百九十萬二千斤の定額が決定された。ついで、その集荷を確實ならしむるため、同十四年(西曆一七〇一年)銀座加役として銅座の設置を見るに至つた。しかし乍ら、當時既に我が國の産銅は漸次遞減の方向をたどつてゐたので、銅座が設置されても所期の成績は舉らず、正徳二年(西曆一七一二)銅座は廢止され、再び民間人に銅輸出は委ねられた。定高貿易法はその後、産銅の減退と歩を合せるが如く、輸入歳額・船數共に次第に削減を見つ幕末開國に至るまで續けられた。

さて、この定高貿易法施行後の住友の輸入貿易については、これ亦具體的の資料に乏しく明確にし得ないのが残念である。しかし乍ら、これにつき、「年々諸用留二番」に次の如き一札が見え

るのは注目に値しよう。

一 札之事

一私共儀唐物爲商賣毎年長崎に手代差下入札仕候然所去ル（寶永七年）寅年より御年寄中より請合之差紙御出無之候而ハ入札仕候儀不罷成候ニ付此度組合被仰付組合無之者ニハ差紙御出候儀難被成由被仰聞奉得其意候就夫此度組合之書付仕差出候右組合之内於長崎買物代銀滯儀御座候ハ爲組中急度相立各様へ少も御難掛ケ申間鋪候爲後日判形仍如件

正徳三年 巳 八月五日

淡路町壺丁目

泉屋吉左衛門 印

堂嶋裏貳丁目

泉屋万太郎

幼少ニ付代判

手代 安兵衛 印

宮崎町

泉屋豊之助

幼少ニ付代判

親 五兵衛 印

割符役

御年寄衆中

これによつて推すに、貞享二年定高貿易法施行後、寶永七年(西曆一七一〇年)までの間に、又輸入貨物の入札權が復活してゐたやうに思はれる。又、前記一札によつて知られる通り、寶永七年からは輸入商は所屬の長崎駐在割符年寄の請け狀がなくては、入札に加はることが出来なくなり、次いで正徳三年(西曆一七一七—一七三〇年)よりはそれぞれ組合を作り、所謂連帶責任制をとるやうになつた。泉屋では泉屋一族をもつて泉屋組を結成したわけである。

近世後期の住友の輸入貿易については輯を改めて述べるが、概ね平穩に推移したやうである。しかして、元文五年(西曆一七四〇年)に至り百年以上も續けた輸入貿易から全く手を引くに至つた。即ち、元文五年七月長崎店に下した「掟」に、

一 此度相改當春割符年寄中迄代物商賣相止候趣斷差出シ候而向後落札名前等本商名目相除

キ候此段も末々之者迄も急度相心得候様ニ可申渡候

と規定した。輸入貿易を廢するに至つた理由については、割符年寄中への届けに「近年不勝手御座候ニ付買物不仕相休罷在候右之次第御座候得者彌此後代物商賣入札相止メ申度奉存候」として

る。

長崎の出先機關である出店の所在地は、少くも寶永期より一貫して浦五嶋町にあつたものゝ如く、又長崎下りの手代達の宿も同町々人宅としてその筋へ届け出る慣しであつたやうである。^②

註

① 元文五年四月附割符年寄中宛口上書（年々諸用留五番）。

② 「年々帳一番」所收の寶永五年子八月九日付の家質證文中

に「一長崎浦五嶋町表口拾貳間裏行丁並 但三軒役也」と

あり、江戸後期の出店見取圖にも表口十二間一尺裏行丁並

となつて居り、場所も同一箇所かと想像される。

又「年々諸用留二番」所收の正徳四年七月十九日附の覺に

覺

一此度長崎銅商賣並唐物爲商賣之手代差下申候人數之覺

手代 德 兵 衛

同 平 藏

メ 貳 人

右之通御座候間御差紙御出シ可被下候長崎、宿、浦、五嶋町、熊本、

近世前期に於ける住友の輸入貿易

仁、兵衛方へ着仕候以上

年七月十九日

泉屋

吉左衛門 印

糸割符

御年寄中様

とあり、同様の覺が正徳六年七月七日付、享保二年八月十七日付、享保四年七月二日付、享保五年八月三日付とつゝいてゐる。

尙割符年寄は五箇所にそれぞれ定まつており、大阪では四名であつたが、このうち一人が毎年交替で長崎へ下つた。

（尙以下補注）——小葉田——。

七 結 語

以上近世前期の住友の輸入貿易の大概を述べたが、既述の如く關係資料極めて乏しく、充分な考察をなし得ないのが遺憾である。又この期の資料としては、前掲延寶二年の「丑年長崎ニ而買物帳」及び同五年の「延寶貳寅卯辰長崎買物帳」等具體的資料として貴重なものがあるが、反面制度關係の資料に乏しい。これに對して後期になると、制度關係資料は散見するが具體的資料は皆無といつてよい。

はじめ、住友の輸入貿易を近世全期に互つて纏めたく思つたが、これと密接な關係にある銅貿易が、近世後期に入つて別途考究すべき重要な問題を持ち、輯を改め述べることになつてゐるので、この問題についても、一先づ定高貿易法初期を以つて打ち切ることとした。

從來、一般に住友と商事とは縁が薄いやうに考へられてゐたが、少くとも江戸時代初期より後半期にかゝる頃まで百年以上もの間、盛んに輸入貿易を營んでゐたのである。また長崎貿易關係のほか、對馬藩への貸借關係を通じて朝鮮よりの輸入貨を取扱つた事實もあり、これも後輯に述べることにする。

附
錄

延寶貳寅卯辰長崎買物帳
長崎初發書

解題

延寶貳寅卯辰長崎買物帳

延寶元年(西曆一六七三年)より幕府は扱高五萬斤以上の銅輸出業者に對する輸入貨物の割當を止めたが、それについて泉屋は尙貨物仲買を行つた分につき、命により大阪北組惣會所へ延寶元年分を翌二年に、延寶二・三・四年分を五年にそれぞれ答申した。延寶元年分は既に本叢考第七輯附録に「丑年長崎ニ而買物帳」として掲載した。この「延寶貳寅卯辰長崎買物帳」は二・三・四の三箇年の長崎仲買關係を纏めて、泉屋吉左衛門・同平八よりそれぞれ同五年に答申したものである。住友近世前期輸入貿易關係の具體的資料として「丑年長崎ニ而買物帳」と共に注目すべきものである。尙、卷頭挿繪參照。(銅異國賣覺帳所收)

長崎初發書

既に知られてゐる長崎關係の由來書は概ね近世中期以降に纏められたものが多い。この「長崎

初發書」はこの種由來書の中最も古いものゝ一つであらう。即ち本文末尾附記の數項中最後の元祿十六年(西曆一七〇三年)三月附(その日附と内容とによりかく思考される。)五箇所絲割符年寄の願書があることゝ、この「長崎初發書」他二書の寫しである「銅異國賣覺帳」のこれら二書の下限が貞享四年(西曆一六八七年)と元祿九年(西曆一六九六年)になつてゐることなどから、大體元祿十六年をあまり下らぬ時期に纏められたと思はれる。本文三十八丁、表紙に「長崎初發書」としてゐる。

内容としては、元龜二年(西曆一五七一年)の長崎市街地割に始まり、長崎貿易法の變遷を主として、貿易額・貿易商人・長崎諸役所・同諸役人・社寺・町方等の諸關係事項に及び、貞享二年の定高貿易法の制定に至つてゐる。そして異筆を以つて絲割符制定より定高貿易法制定までの制度變遷の數項を附記してゐる。尙、本論中にも述べた如く、事項によつては既出諸資料にも見えない正確詳細な記述等あり注目すべき資料といへよう。卷頭挿繪參照。

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・略字・假名遣等は成る可く舊に依つた。又側傍に()を附して適宜註記を加へた。

延寶貳寅卯辰長崎買物帳

延寶五年

延寶貳寅卯辰長崎買物帳

巳三月廿一日

淡路町壹丁目

泉屋平八

右之通ニ請帳之上書致申北與ノ方ニハ北與惣會所と計書申ニ南與ニハ南與惣年寄衆中と書せ申候とかくいつニても念ヲ入案文たつねおく書口書を書可申候南組北組にて書様相違申候まゝ其心得尤ニ候

延寶貳寅卯辰三ヶ年長崎へ罷下銅商賣仕候ニ付貨物ハ不被下候得とも長崎又ハ何方ニ而成共唐物買之分書上ケ候へと被仰候ニ付買物品々書上ケ申候

覺

附録 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

刃三月廿七日書上ケ殘

一銀拾九貫三百六拾壹匁

阿仙藥
ミいら
石筆
あんそく香
目鏡
胡椒
山歸來

八番高砂船宿櫻町

札主泉屋長四郎買内分取

一中縮(ツマ)縮拾櫃

壹端ニ付卅三匁四分六厘

代銀六貫六百九拾貳匁

四番廣東宿樺嶋町

札主備前屋茂兵衛買内分取

一白糸貳拾丸

一九ニ付壹貫六百五十八匁四分

代銀三拾三貫百六拾八匁

卅端入 八番高砂船宿櫻町

一大飛紗綾（きり）五櫃

札主泉屋長四郎買内分取

一端ニ付廿六匁九分

代銀四貫三拾五匁

十貳番廣東宿興善町

一白糸五丸

札主泉屋長四郎買内分取

一九ニ付壹貫七百五拾匁六分

代銀八貫七百五拾三匁

十五枚入

おらんた一番札

一山馬皮拾束

札主綿屋左兵衛買内分取

一枚十四匁三分五厘五毛

代銀貳貫百五拾三匁貳分五リ

おらんた一番札

一白砂糖百櫃

札主備前屋茂兵衛買内分取

代銀四貫五百五拾匁

寅年

一買高銀五拾九貫三百五拾壹匁貳分五リ

おらんた三番札

一壹番弁柄糸拾丸

札主平野や平次郎買内分取

一九ニ付壹貫八百五十四匁六分五厘

代銀拾八貫五百四拾六匁五分

おらんた三番札

一小黃糸五丸

札主泉屋彦兵衛買内分取

一九ニ付壹貫四百四十貳匁四分

代銀七貫貳百拾貳匁

十七番廣東宿新石灰町

一白糸五丸

札主泉屋彦兵衛買内

一九ニ付貳貫四百九十三匁三分四厘

代銀拾貳貫四百六拾六匁七分

一白砂糖三拾櫃

五番高砂船宿銀町

札主加悦庄左衛門買内分取

一櫃ニ付七拾匁四分一厘

代銀貳貫百拾貳匁三分

壹櫃ニ付七拾匁八分五厘

代銀貳貫八百三十四匁

辰年

買高銀貳拾貫九百貳匁

寅卯辰長崎買刀ノ三月廿七日書上ケ残り共

四口銀高合百三拾九貫九百五拾壹匁七分五リン

卯年

買高銀四拾貫三百三拾七匁五分

一小黃糸拾丸

おらんた一番札

札主縣屋半右衛門買内分取

代銀拾五貫拾七匁

内賣

刀七月ノ十二月迄

京新町通御池下ル丁

一中縮綿拾櫃廿端入

問屋中村七左衛門所ニて賣

代銀七貫八百貳拾七匁五分

一東京輪子三櫃

卅端入

おらんた二番札

札主平ノや平次郎買内分取

壹端ニ付卅三匁九分

代銀三貫五拾壹匁

子七月ノ十二月迄

京釜座二条上ル町

一白糸拾丸

問屋金屋善兵衛所ニて賣

一白砂糖四拾櫃

五番しやかたら船宿樺嶋町

札主加悦庄左衛門買内分取

代銀貳拾壹貫八百七拾匁

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

同斷

一大飛紗綾五權

京新町通御池下ル丁

問屋中村や七左衛門所ニ而賣

卯正月と七月迄

一白糸拾丸

京新町通二条下ル丁

問屋堺屋藤兵衛所ニ而賣

代銀四貫八百五拾六匁

代銀貳拾三貫四百九拾六匁

同斷

一白糸五丸

京釜座二条上ル丁

問屋金や善兵衛所ニ而賣

卯七月と十二月迄

一壹番弁柄糸拾丸

京釜座二条上ル丁

問屋金や善兵衛所ニ而賣

代銀拾貫四百目

代銀拾九貫六百五拾八匁

同斷

一山馬皮拾束

大坂内淡路町壹丁目

問屋備前や次郎右衛門所ニ而賣

同斷

一小黄糸五丸

京新町通御池下ル丁

問屋中村七左衛門所ニ而賣

代銀貳貫二百六拾七匁五分

代銀七貫七百日

同斷

一白砂糖百權

右同人ニ而賣

同斷

一白糸五丸

京釜座二条上ル丁

問屋金や善兵衛所ニ而賣

代銀五貫五百七拾匁

代銀拾貳貫百七拾九匁七分五

同斷

一みいら貳斤

右同人ニ而賣

同斷

一白砂糖三拾權

大坂内淡路町壹丁目

問屋備前や次郎右衛門所ニ而賣

代銀四拾九匁五分

代銀貳貫二百壹匁九分

同斷

一 米いら七斤

右同人ニ而賣

代銀百九匁壹分貳厘

辰七月の十二月迄

京釜座二条上ル丁

一 小黃糸拾丸

問屋金や善兵衛所ニ而賣

代銀拾六貫九拾三拾匁

辰七月の十二月迄

京釜座二条上ル丁

一 東京輪子三櫃

問や金や善兵衛所ニ而賣

代銀三貫貳百拾壹匁貳厘

同斷

一 白砂糖四拾櫃

大坂内淡路町壹丁目

問屋備前や次郎右衛門所ニ而賣

代銀貳貫七百九匁壹分

同斷

一 胡椒貳拾貳俵

右同人ニ而賣

代銀壹貫貳百拾七匁貳分

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

賣代銀合百四拾貳貫四百貳拾貳匁六分九厘

右之賣残り申分

一 石筆百貳拾七斤

是ハ只今相場ニシテ

壹斤ニ付五匁ツ、

代銀六百三拾五匁

一 あんそくかう四百三拾斤

同斷

壹斤ニ付壹匁

代銀四百三拾匁

一 目鏡百三拾八

同斷

壹つニ付壹匁

代銀百三拾八匁

一 目鏡千

是ハ唯今相場シテ

壹つニ付三分四厘五毛

代銀三百四拾五匁

五十斤入

一山歸來百五拾櫃

同 斷

壹斤ニ付壹匁八分

代銀拾三貫五百目

五十斤入

一山歸來貳拾三櫃

同 斷

壹斤ニ付一匁八分

代銀貳貫七拾匁

五十斤入

一あせん藥八箱

同 斷

壹斤ニ付壹匁五分

代銀六百匁

賣残り代物銀

七口合銀拾七貫七百拾八匁

右書上ケ候通り少も相違無御座候其上手前大分持申荷物を手廻シ致買主付隠置候を後日ニ御聞被成候ハ、如何様とも曲変ニ可被仰付候爲後日仍而如件

延寶五巳年

三月廿一日

淡路町壹丁目

泉屋平八

長崎へ下ル手代

北組物會所^(物カ)

彦兵衛

請帳上書前同斷也

口ノ初書も前同斷也

寅三月廿七日書上ケ殘

一銀百貳拾壹貫六百九拾九匁九分五

一貳番弁柄糸

一中ちりめん

一小卷之リンズ

一すゞ

一高砂白砂糖

一水銀

一戸丹

一附子

一いろまかひ

一しゆす

一しらいと

附録 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

一かほうちや染

一白たん

一むらさきたん

一明はん

一しやむ黒砂糖

一川内黒砂糖

一山歸來

拾五枚入

阿蘭陀一番札

一山馬皮三百拾八匁^(束カ)

札主綿屋左兵衛買内分取

但壹枚ニ付拾四匁三分五リン五毛

代銀六拾八貫四百七拾三匁三分五

五十斤入

阿蘭陀一番札

一丁子貳拾八櫃

札主備前屋茂兵衛買内分取

但百斤ニ付七百九十五匁七リン七毛

代銀拾壹貫百三拾壹匁

あらんた壹番札

一 白砂糖九百貳拾櫃

札主備前や茂兵衛買内分取

但壹箱ニ付四十五匁四分九リシニ毛

代銀四拾壹貫八百六拾目

壹斤ニ付七匁貳分七八

代銀壹貫八百九十五匁六分五

加悦八郎右衛門増買

壹斤入

あらんた貳番札

一 龍腦五拾箱

札主山口八三郎買内分取

但壹斤ニ付八拾七匁貳厘四毛

代四貫三百五拾壹匁貳分

一 白糸四丸

壹丸ニ付貳貫三百九十九匁四分

代銀九貫五百九拾七匁六分

數合善三郎買

壹斤入

あらんた三番札

一 龍のふ六拾箱

札主山口八三郎買内分取

但壹斤ニ付九十匁五分五リシ

代銀五貫四百卅三匁

一 白糸貳丸

一丸ニ付貳貫四百十九匁八分貳厘

代銀四貫八百卅九匁六分四厘

數合善三郎買

五十斤入

八番高砂船宿櫻町

一 鞆耳草百櫃

札主泉屋長四郎買内分取

但壹櫃ニ付九十九匁

代銀九貫九百目

三十端入

八番高砂船宿櫻町

一 大飛さや拾三丸

壹反ニ付廿六匁九分六厘

代銀拾貫五百拾四匁七分九厘

札主泉屋長四郎買内分取

五十端入

右同斷

一小飛さや拾四丸

札主 右同斷

壹反ニ付拾八匁九分

代銀拾三貫貳百三拾匁

右同斷

一中縮緬三拾八櫃

札主 右同斷

壹反ニ付卅三匁四分六厘

代銀貳拾五貫四百貳拾九匁六分

廿端入

八番高砂宿櫻町

一(カ)澤中ちりめん貳櫃

札主 泉屋長四郎買内分取

壹端ニ付廿九匁四分

代銀壹貫百七拾六匁

十端入

四番廣東宿禰嶋町

一ちよろけん拾三櫃

札主 泉屋安右衛門買内分取

壹端ニ付九十貳匁貳分五厘

代銀拾壹貫九百九拾五匁

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

四番廣東宿禰嶋町

一白糸百八丸

札主 備前屋茂兵衛買内分取

一丸ニ付壹貫六百七拾三匁七分四厘

代銀百八拾貫七百六拾三匁九分貳厘

十貳番廣東船宿興善町

一白糸貳拾四丸

札主 泉屋長四郎買内分取

一丸ニ付貳貫百七匁五分

代銀五拾貫五百八拾匁

右同斷

一白糸七丸

札主 右同斷

一丸ニ付壹貫七百五拾匁六分貳厘

代銀拾貳貫貳百五拾四匁三分四

廿五斤入

四番廣東宿禰嶋町

一色まかい糸貳拾七櫃

札主 泉屋長四郎買内分取

一櫃(斤カ)ニ付十貳匁五分

代銀八貫四百三拾六匁貳分五厘

六本入

十貳番廣東船宿興善町

一 嶋しゆす七櫃

札主泉屋長四郎買内分取

一端ニ付貳百六拾三匁八分九厘

代銀拾壹貫八拾三匁四分

一 壹番弁柄糸拾丸

數合善四郎買

代銀拾三貫貳百拾八匁七分

十五番河内船宿大工町

一 屋形北絹拾八丸

札主泉屋安右衛門買内分取

壹端ニ付五拾八匁九分六厘六毛

代銀貳拾壹貫貳百廿八匁

右同斷

一 屋形北絹貳丸

札主 右同斷

壹端ニ付五拾匁壹分五厘三毛八

代銀壹貫三百四匁

寅年中買高

合銀五百拾八貫七百貳匁四分四リソ

七百五拾丸物

おらんた三番札

一 壹番弁柄糸貳拾八丸

札主平ノや平次郎買内分取

但壹丸ニ付壹貫八百五十四匁六分五厘

代銀五拾壹貫九百三拾匁貳分

千端物

拾四番東京船宿内中町

一 東京輪子九丸

札主かさや喜兵衛買内分取

壹端ニ付四十七匁貳分五厘

代銀拾貳貫七百五拾七匁五分

おらんた三番札

一 貳番弁柄糸貳拾丸

札主五貫屋喜兵衛買内分取

壹丸ニ付壹貫三百廿九匁八分貳厘

代銀貳拾六貫五百九拾六匁六分

おらんた三番札

一 小黄糸三拾丸

札主泉屋彦兵衛買内分取

壹丸ニ付壹貫四百四十貳匁四分

代銀四拾三貫貳百七十貳匁

二番東京船宿^(築)着町

一 小黄糸三拾丸

札主泉屋彦兵衛買内分取

壹丸ニ付壹貫四百拾貳匁七分

代銀四拾貳貫三百八拾壹匁

拾七番廣東船新石灰町

一 白糸七拾七丸

札主泉屋彦兵衛買内分取

壹丸ニ付貳貫四百九十三匁三分四厘

代銀百九拾壹貫九百八拾七匁壹分八厘

但拾五枚入

おらんた一番船

一 山馬皮百五拾三束

札主平野や平次郎買内分取

壹枚ニ付拾貳匁七分

代銀貳拾九貫百五拾七匁壹分

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

五番高砂船宿銀町

一 高砂白砂糖貳百八拾櫃

札主加悦庄左衛門買内分取

壹櫃ニ付七拾匁四分一リン

代銀拾九貫七百拾四匁八分

五番高砂船宿銀町

一 高砂染砂糖八籠

札主加悦庄左衛門買内分取

代銀四百四拾四匁九分

拾八番廣東船宿津町

一 白砂糖五百六籠

札主平野屋平次郎買内分取

百斤ニ付九十七匁九分貳厘貳

代銀三拾七貫七百八拾三匁三分五厘

拾貳番しやむ宿江戸町

一 しやむ柴六拾桶

札主泉屋彦兵衛買内分取

百斤ニ付五百三十四匁八分 斤七千八百卅九斤

代銀四拾壹貫九百廿三匁貳分三厘

拾七番廣東船宿新石灰町

一辰紗五拾七袋

札主泉屋彦兵衛買内分取

一斤ニ付五十貳匁貳分六厘三毛

代銀貳貫九百七拾九匁

右同斷

一辰紗六拾俵

札主右同斷

一斤ニ付五十貳匁五分三厘

代銀三貫百五拾壹匁八分

四箱五拾斤入

一水銀五箱 一箱十七斤入

札主加悦八郎右衛門買内分取

百斤ニ付七百六匁

代銀壹貫五百四拾貳匁八分五リ

卯年中買高

合銀五百五貫四百四拾四匁四分四リ

御物御役人衆

一御物小黃糸拾六丸

札主加悦庄左衛門買内分取

一丸ニ付壹貫貳百五十五匁四分八厘

代銀貳拾貫八拾七匁七分

壹番ふくちう船

一白糸四丸

札主加悦庄左衛門買内分取

一丸ニ付壹貫九百拾六匁壹分

代銀七貫六百六十四匁

おらんだ壹番札

一小黃糸貳拾七丸

札主縣屋半右衛門買内分取

一丸ニ付壹貫五百一匁七分

代銀四拾貫五百四拾五匁九分

右同斷

一薄紫小黃糸貳丸

札主右同斷

一丸ニ付壹貫五百一匁壹分

代銀三貫三匁貳分

一 かせ糸百拾五櫃

おらんだ貳番札

壹櫃ニ付六百四十七匁五分五厘

札主平野や平次郎買内分取

代銀七拾四貫四拾八匁壹分五厘

右同斷

一 東京紋輪子八櫃

札主 右同斷

壹端ニ付四十貳匁五厘

代銀拾貫九拾壹匁七分五リソ

右同斷

一 東京素輪子九丸

札主 右同斷

壹端ニ付三十三匁九分

代銀九貫百五拾三匁

おらんだ三番札

一 貳番弁柄糸拾九丸

札主泉屋彦兵衛買内分取

壹丸ニ付壹貫三百七十三匁六分

代銀貳拾六貫九拾八匁四分

附録 延寶貳寅卯辰辰長崎買物帳

一 壹番弁柄糸拾八丸

數合善三郎が買

壹丸ニ付壹貫八百九十四匁三分

代銀三拾四貫九拾七匁五分

一 白糸壹丸

目利糸

代銀貳貫五百貳拾四匁

五番しやかたら船宿椀嶋町

一 白砂糖六百壹櫃

札主加悦庄左衛門買内分取

壹櫃ニ付七拾匁八分五厘

代銀四拾貳貫五百八拾匁八分五厘

一 大角土丹 壹萬貳千七百九斤半

札主加悦庄左衛門買内分取

百斤ニ付百拾六匁

代銀拾四貫七百貳拾匁

辰年中買高

合銀貳百八拾四貫六百拾四匁四分五リソ

附録 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

寅卯辰買高

四口合銀千四百三拾貫四百六拾壹匁貳分八リソ

内賣

一白糸貳丸

代銀四貫九百目

京新町通御池下ル丁

問屋中村七左衛門所にて賣

一しゆす五端

代銀壹貫六百五拾匁

同人にて賣

一小卷輪子壹櫃

代銀壹貫三百八拾匁

同人にて賣

一貳番弁柄糸九丸

代銀拾四貫八百貳拾三匁九分

京新町通御池下ル丁

問屋中村七左衛門所にて賣

一中縮綿壹櫃

代銀七百三拾匁

京新町通二条下ル丁

問屋堺屋藤兵衛所にて賣

一中ちりめん貳櫃

代銀壹貫七百貳拾匁

京釜之座二条下ル丁

問屋金屋善兵衛所にて賣

一同三櫃

代銀貳貫五百八拾匁

同人所にて賣

一白糸三丸

代銀六貫五百六拾壹匁

同人所にて賣

一白糸四丸

代銀八貫六百目

京新町通御池下ル丁

問屋中村七左衛門所にて賣

一白糸貳丸

同人所にて賣

代銀三貫六百目

一白糸六丸

同人にて賣

代銀拾三貫七百貳拾匁

一大飛さや拾貳櫃

同人所にて賣

一嶋しゆす壹櫃

同人にて賣

代銀拾壹貫六百五拾五匁

代銀壹貫九百八拾匁

一小飛紗綾七櫃

同人所にて賣

一壹番弁柄糸五丸

同人にて賣

代銀八貫百五拾匁

代銀八貫五百九拾匁

一中ちりめん貳拾貳櫃

同人所にて賣

一大飛紗綾壹櫃

錢屋仁兵衛ニ賣

代銀拾七貫貳百貳拾貳匁七分

代銀壹貫貳拾匁

一澤中ちりめん貳櫃

同人にて賣

一小飛紗綾貳櫃

同人ニ賣

代銀壹貫五百九拾匁

代銀貳貫三百五拾匁

一鳥羽(絹)誤也七櫃

同人にて賣

一中ちりめん壹櫃

同人ニ賣

代銀拾貫六百五拾匁

代銀八百五拾匁

一小飛さあや壹櫃

柏屋治兵衛ニ賣

京新町通二条下ル丁

代銀壹貫百五拾匁

問屋堺屋藤兵衛所ニて賣

一中ちりめん五櫃

三文字屋太兵衛賣

同 平兵衛

代銀三貫九百五拾匁

一壹番弁柄糸三丸

同人ニて賣

一中ちりめん壹櫃

柏屋治兵衛ニ賣

代銀七百六拾匁

京新町通二条上ル丁

一小飛さや四櫃

三文字屋太兵衛賣

一白糸六丸

問屋分銅屋七兵衛所ニて賣

同 平兵衛

代銀拾三貫百拾匁

代銀四貫七百五拾匁

一白糸五丸

同人ニて賣

一中ちりめん六櫃

問屋堺屋藤兵衛所ニ而賣

代銀拾貫四百匁

代銀五貫拾匁

京三条小橋上ル丁

一色まかひ八櫃

同人所ニて賣

一鳥羽絹六本
(ちよるけんこつ)

泉屋伊兵衛ニ賣

代銀貳貫八百五拾匁

代銀九百三拾匁

一 錫八千五百拾貳斤

同人ニ賣

代銀拾九貫五百七拾七匁六分

大坂内淡路町一丁目

一 山馬皮六拾束

問屋備前屋次郎右衛門所にて賣

代銀拾三貫六百五匁四分

大坂内淡路町一丁目

一 丁子拾八櫃

問屋備前屋次郎右衛門所にて賣

代銀九貫三百七匁八分

一 白砂糖六百三拾八櫃

同人にて賣

代銀三拾五貫五百三拾六匁六分

一 白砂糖四拾四櫃

同人にて賣

代銀貳貫七拾九匁

一 高砂白砂糖壹萬斤

同人にて賣

代銀拾四貫貳百五拾六匁三リン

附録 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

京三条小橋上ル丁

泉屋伊兵衛ニ賣

代銀五貫七百三拾匁

刃ノ七月ノ十二月迄

一 嶋しゆす三本

右 同 斷

代銀九百五拾匁

卯 年 賣

正月ノ七月迄

大坂内淡路町一丁目

一 山馬皮百七拾束

問屋備前や次郎右衛門所にて賣

代銀三拾七貫七百三拾貳匁五分

同 斷

一 丁子貳櫃

同人ニ而賣

代銀貳貫九百拾六匁七分

同斷

一白砂糖貳百三拾八櫃

同人ニ而賣

代銀拾六貫貳百五拾七匁八分八リ

同斷

一龍腦五拾箱

同人ニ而賣

代銀五貫八百四拾貳匁八分八厘

同斷

一龍腦三拾九箱

同人ニ而賣

代銀五貫四百拾六匁三分貳リ

同斷

一鞭耳草三拾壹櫃

同人ニ而賣

代銀五貫三百九拾八匁七分五厘

同斷

一水銀六箱

同人ニ而賣

代銀貳貫百七拾九匁四分七リ

同斷

一白糸四丸

問屋堺屋藤兵衛所にて賣

代銀九貫三百九拾八匁四分

同斷

一白糸壹丸

同人ニ而賣

代銀貳貫四百五拾匁

辰正月の七月迄

京新町通二条下ル丁

一鳥羽絹四櫃

問屋堺屋藤兵衛所にて賣

代銀五貫七百五拾匁

同斷

一色まかい七櫃

同人ニ而賣

代銀貳貫四百卅壹匁四分五リ

同斷

一嶋しゆす壹丸三本

同人ニ而賣

代銀貳貫七百九拾匁

同斷

一屋形北絹貳丸

同人ニ而賣

代銀貳貫三百六拾匁

同斷

一屋形北絹壹丸

同人ニ而賣

代銀壹貫匁

同斷

一白糸三拾壹丸

京新町通二条上ル丁

問屋分銅屋七兵衛所にて賣

代銀七拾貳貫六百七拾匁

同斷

一白糸五丸

同人ニ而賣

代銀拾貳貫百七拾匁

同斷

一色まかい糸六櫃

同人ニ而賣

代銀貳貫八拾五匁九分四厘

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

同斷

一白糸五拾三丸

問屋金屋善兵衛所にて賣

代銀百貳拾五貫百匁

同斷

一白糸拾八丸

同人にて賣

代銀四拾三貫七百四拾匁

同斷

一鳥羽絹壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫四百五拾匁

同斷

一白糸貳丸

同人にて賣

代銀四貫五百五拾匁

同斷

一色まかい六櫃

京釜座二条下ル丁

問屋金屋善兵衛所にて賣

代銀貳貫八拾四匁貳分五厘

同斷

一 壹番弁柄糸貳丸

同人にて賣

代銀三貫五百四拾匁

同斷

一 屋形北絹三丸

同人にて賣

代銀三貫五百目

同斷

一 鳥羽絹四本

同人にて賣

代銀五百目

同斷

一 屋形北絹八丸

同人にて賣

代銀八貫目

同斷

一 屋形北絹貳丸

同人にて賣

代銀壹貫百拾八匁

同斷

一 嶋しゆす三本

京新町通御池下ル丁
問屋中村七左衛門所にて賣

代銀七百六拾五匁

同斷

一 屋形北絹貳丸

京誓願寺通柳馬場西へ入丁
錢屋仁兵衛ニ賣

代銀貳貫三百六拾匁

同斷

一 屋形北絹貳丸

泉屋三郎兵衛賣

代銀貳貫目

辰七月か十二月迄

大坂内淡路町壹丁目

一 白砂糖貳百拾八匁

問屋備前屋二郎右衛門にて賣

代銀拾六貫七百貳拾七匁一分

同斷

一 染砂糖八籠

同人ニ而賣

代六百貳拾五匁七分貳リン

同斷

一白砂糖四拾九籠

同人ニ而賣

代三貫貳百六拾六匁三分三厘

辰七月の十二月迄

一しやむ柴拾六桶

問屋備前や二郎右衛門にて賣

代銀九貫百七拾三匁三分三厘

同斷

一壹番弁柄糸拾七丸

問屋中村七左衛門にて賣

代銀三十貫五百六拾七匁七分

同斷

一東京輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫三百八拾匁

同斷

一貳番弁柄糸貳丸

同人にて賣

代銀貳貫五百八拾目

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

同斷

一小黄糸六丸

同人にて賣

代銀九貫貳百四拾目

同斷

一小黄糸七丸

同人にて賣

代銀拾壹貫三百廿匁

辰七月の十二月迄

一白糸五丸

京新町通御池下ル丁
問屋中村七左衛門所にて賣

代銀拾貳貫二百五拾目

同斷

一小黄糸貳丸

京新町通二条上ル丁
問屋分銅屋七兵衛にて賣

代銀三拾貳貫目

同斷

一小黄糸四丸

同人にて賣

代銀六貫四百四拾匁

同斷

一白糸六丸

同人にて賣

代銀拾四貫八百貳拾匁

同斷

一小黃糸七丸

京新町二条下ル丁
問屋堺や藤兵衛にて賣

代銀拾貫八百六拾匁

同斷

一小黃糸貳丸

同人にて賣

代銀三貫三百七拾匁

辰七月の十二月迄

一白糸四丸

問屋堺屋藤兵衛にて賣

代銀九貫八百八拾目

同斷

一小黃糸拾三丸

京釜座二条上ル丁
問屋金や善兵衛にて賣

代銀貳拾壹貫貳百卅匁

同斷

一白糸貳拾八丸

同人ニ而賣

代銀六拾八貫貳百六匁六分

辰正月の七月迄

一川内黑砂糖五拾五丸半

大坂内淡路町壹丁目
問屋備前や二郎右衛門にて賣

代銀六貫貳百八拾四匁壹分三厘

同斷

一しやむ黑砂糖七拾壹丸

同人にて賣

代銀七貫三百卅九匁八分八リソ

同斷

一明凡貳櫃

同人にて賣

代銀八拾三匁六分三リソ

辰正月の七月迄

一紫旦七拾斤半

同人にて賣

代銀貳拾四匁八分貳リソ

同斷

一かほうちや染貳拾二桶

同人にて賣

代銀拾貫四百廿二匁貳分

同斷

一附子六箱

同人にて賣

代銀壹貫百卅壹匁壹分四厘

辰年中賣

辰正月か七月迄

京釜座二条上ル丁

一壹番弁柄糸八丸

問屋金屋善兵衛にて賣

代銀拾四貫七百拾匁

同斷

一東京輪子貳櫃

問屋金屋善兵衛にて賣

代銀貳貫八百貳拾目

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

同斷

一貳番弁柄糸四丸

同人にて賣

代銀四貫九百貳拾目

同斷

一小黄糸四丸

同人にて賣

代銀六貫百六拾匁

同斷

一小黄糸三丸

同人にて賣

代銀四貫八百九拾目

同斷

一小黄糸四丸

同人にて賣

代銀六貫四百四拾目

同斷

一白糸七丸

同人にて賣

代銀拾七貫四百拾目

同斷

一白糸九丸

同人にて賣

代銀貳拾四貫六拾匁

同斷

一壹番弁柄糸三丸

問屋分銅屋七兵衛にて賣

代銀五貫四百八拾目

同斷

一東京輪子四櫃

同人にて賣

代銀五貫六百八拾五匁

同斷

一貳番弁柄糸六丸

同人にて賣

代銀七貫四百目

同斷

一小黃糸五丸

同人にて賣

代銀七貫七百貳拾匁

同斷

一白糸四丸

同人にて賣

代銀拾貫百七拾匁

同斷

一白糸五丸

京新町通二条上ル町
問屋分銅や七兵衛にて賣

代銀拾三貫四百六拾目

同斷

一東京輪子壹櫃

京新町通御池下ル丁
問屋中村七左衛門にて賣

代銀壹貫四百拾匁

同斷

一貳番弁柄糸七丸

同人にて賣

代銀九貫百六拾匁

辰正月より七月迄

一小黃糸三丸

問屋中村七左衛門にて賣

代銀四貫五百目

同斷
一白糸六丸

代銀拾四貫七百拾匁

同人にて賣

同斷
一白糸壹丸

代銀貳貫四百二拾目

同人にて賣

同斷
一東京輪子壹櫃

代銀壹貫三百八拾目

問屋堺屋藤兵衛にて賣

同斷
一貳番弁柄糸一丸

代銀壹貫貳百五拾匁

同人にて賣

同斷
一白糸壹丸

代銀貳貫四百拾匁

同人にて賣

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

同斷
一白糸壹丸

代銀貳貫七百目

同人にて賣

同斷
一山馬皮八拾八束

代銀拾六貫六百五十六匁壹分

問屋備前屋二郎右衛門にて賣

同斷
一丁子六櫃

代銀貳拾二貫九十二匁八分四

同人にて賣

同斷
一龍腦貳拾壹斤

代銀三貫四百六拾三匁五分

同人にて賣

同斷
一鞭耳草五拾五櫃

代銀七貫五百六拾八匁四分一厘

同人にて賣

同斷

一山馬皮百五拾三束

同人にて賣

代銀貳拾七貫七百五匁四分

同斷

一白砂糖五拾七櫃

同人にて賣

代銀四貫八百卅四匁三分

同斷

一白砂糖四百五拾七籠

同人にて賣

代銀三拾貫貳百廿四匁八分七リ

同斷

一しやむ柴四拾八桶

同人にて賣

代銀廿七貫六百六十七匁貳分五リ

同斷

一水銀五(箱之)漆

問屋備前や次郎右衛門にて賣

斤貳百拾七斤

代銀壹貫六百五拾六匁八分四リ

辰正月か七月迄

一白砂糖百八櫃

同人にて賣

代銀七貫五百三匁五分五厘

七月か十二月迄

一大角土丹壹萬二千七百五十斤

伊兵衛にて賣

代銀拾六貫三百四十匁六分

同斷

一小黄糸貳丸

問屋金屋善兵衛にて賣

代銀貳貫八百五十匁

京釜座二条下ル丁

一小黄糸七丸

問屋分銅屋七兵衛にて賣

代銀拾貫四百目

同斷

一白糸四丸

同人にて賣

代銀九貫八拾目

同斷

一小黃糸拾五丸

同人にて賣

代銀廿五貫六百五拾七匁六分

同斷

一かせ糸拾櫃

同人にて賣

代銀五貫九百目

同斷

一東京素輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫三拾五匁

同斷

一東京紋輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫貳百六拾匁

同斷

一壹番弁柄糸六丸

同人にて賣

代銀拾貳貫貳百廿匁

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

同斷

一小黃糸五丸

問屋中村七左衛門所にて賣

代銀七貫百六拾匁

同斷

一小黃糸四丸

同人にて賣

代銀六貫八百廿匁

同斷

一かせ糸貳櫃

同人にて賣

代銀壹貫百六拾四匁七分貳厘

同斷

一東京素輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫三拾五匁

同斷

一東京紋輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫三百匁

同斷

一かせ糸壹櫃

問屋金屋善兵衛にて賣

代銀五百七拾五匁

同斷

一壹番弁柄糸五丸

同人にて賣

代銀九貫九百目

同斷

一東京素輪子五櫃

同人にて賣

代銀五貫三百五拾壹匁七分

同斷

一色まかひ糸貳丸

同人にて賣

斤四十八斤

代銀七百五拾七匁貳分

同斷

一東京紋輪子五櫃

同人にて賣

代銀六貫七百六拾六匁八分

同斷

一小黄糸貳丸

問屋堺や藤兵衛にて賣

代銀貳貫八百七拾目

同斷

一貳番弁柄糸五丸

問屋金屋善兵衛にて賣

代銀七貫百貳拾匁

同斷

一小黄糸貳丸

同人にて賣

代銀三貫四百卅匁

同斷

一壹番弁柄糸五丸

同人にて賣

代銀九貫八百五拾匁

同斷

一東京素輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫三拾五匁

同斷

一東京素輪子一櫃

同人にて賣

代銀壹貫三拾五匁

巳二月四日

一小黄糸貳丸

京釜座二条下町
金屋善兵衛にて賣

代銀三貫七百匁

同斷

一東京紋輪子壹櫃

同人にて賣

代銀壹貫三百五匁

巳正月廿七日

一かせ糸拾櫃

同人にて賣

代銀六貫三百六拾五匁

巳二月延賣

一白砂糖貳百九拾櫃

備前屋二郎右衛門にて賣

巳正月十三日廿四日

一貳番弁柄糸拾三丸

同人にて賣

代銀貳十二貫五百五十七匁

代銀拾九貫八百卅匁

同斷

一丁子貳櫃

同人にて賣

巳正月十三日

一壹番弁柄糸二丸

同人にて賣

代銀三貫貳百拾三匁八分五厘

代銀四貫三百匁

一附子四箱

是ハ辰の歳賣にて
候へとも辰の年ニ
付落し如斯

同人にて賣

巳二月廿九日

一かせ糸三櫃

堺錢屋傳左衛門賣

代銀六百十三匁貳分

代銀壹貫七百九拾六匁四分

附錄 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

巳三月賣

一同糸拾櫃

同人にて賣

代銀六貫貳百九拾匁

同

一同糸壹櫃

大坂本町二丁目

秋田屋善右衛門賣

代銀六百三拾匁

寅卯辰ノ年

賣高合銀千四百六拾六貫九百九拾三匁七分八

右 賣 殘 分

一 鞭耳草拾四櫃

但五十斤入

一斤ニ付三匁四分八三毛

代銀貳貫四百卅八匁壹分

一 高砂白砂糖十六櫃

一櫃ニ付七十七匁七分八リン

代銀壹貫貳百四十四匁

一 辰砂百拾七袋

但壹斤入

一斤ニ付卅五匁

代銀四貫九十五匁

一 薄紫小黃糸貳丸

一丸ニ付一貫五百壹匁六分

代銀三貫三匁貳分

一 白糸壹丸

代銀貳貫五百廿四匁

一 白砂糖貳百貳櫃

壹櫃ニ付七十七匁七分七リン

代銀拾五貫七百拾匁

一 小黃糸(丸)九四丸

壹丸ニ付

代銀六貫八百四拾貳匁

一かせ糸七拾八櫃

壹櫃ニ付六百四十七匁

代銀五拾貫五百八匁九分

一貳番弁柄糸一丸

代銀壹貫五百廿五匁

一水銀千二百十八斤貳五

壹斤ニ付七匁

代銀八貫五百廿六匁

一白たん五百斤

百斤ニ付九拾匁

代銀四百五拾匁

一紫丹貳百六十斤半

百斤ニ付四十七匁

代銀百貳拾二匁二分

附録 延寶貳寅卯辰長崎買物帳

一山歸來九千九百五十斤

百斤ニ付百八拾匁

代銀拾七貫九百拾匁

一明凡五櫃

但八十六斤半入

代銀百卅七匁五分

拾四口合百拾五貫三拾八匁九分

代銀上候へハ三匁ふそく有

右書上候 違少も相違無御座候其上手前大分持申荷物ヲ
手廻シ致買主付隠置候を後日ニ御聞被成候ハ、如何様
共曲事ニ可被仰付候爲後日仍如件

延寶五年

淡路町壹丁目

巳三月廿一日

泉屋吉左衛門

長崎下り手代

長十郎

北與惣會所

長崎初發書

「表紙書」

長崎初發書

一 黒船長崎に着岸商賣致候者元龜元年庚午百七代正親町院將軍 足利十五代義昭三年初而商賣致候依之元龜二辛未年領主大

村利仙家來友永對馬見分之上地割致町數

嶋原町 大村町 外浦町 文地町只今外浦町之内へ入 横瀬町只今平戸町之内へ入 平戸町

右六町初而町割仕其後本轉多町(博)邊 柁嶋町 今町 内下町致出來其外年々町屋敷出來仕候

一 昔往日本船異國に渡海仕候由ニ而 御奉書頂戴致シ異國に渡海商賣仕候處寛永拾壹年甲戌 百九代 後水尾

院將軍秀 忠公治世

長崎御奉行榑原飛驒守様 神尾内記様 御時日本船異國へ渡海商賣停止被仰付候

一 唐船日本に渡海商賣仕候義者何十ヶ年已前より共相知れ不申候昔往者唐船壹艘ニ銀高拾貫目或

ハ五貫目計之荷物積渡り筑前薩摩其外津々浦々ニ而商賣仕候處寛永十三年御奉行榑原飛驒守様 馬場三郎左衛門様

御時所々參商賣致候唐船御停止被成長崎一所ニ入津致シ商賣仕候様ニ被爲仰付候

一 寛永十三子ノ歲御奉行榊原飛騨守様
馬場三郎左衛門様御時長崎町人共銘々屋敷取致シ自分ニ出嶋町ヲ築南蠻人町
家ニ居申候ヲ右之出嶋ニ召置子丑寅三ヶ年商賣仕候而寛永十六卯ノ年ヨリ黑船渡海御停止被仰
付黒舟長崎ニ不參候已前ハ豊後又ハ高木之内口之津大村之内横瀬浦嶋田村平戸之内(備カ)入津致候
由ニ御座候

一 肥前平戸ニ入津致シ商賣仕候阿蘭陀人御奉行馬場三郎左衛門様
柘植平右衛門様御時向後長崎ニ參り商賣可仕候由被
仰付則南蠻人居申候出嶋ニ御置被成候

出嶋間數貳百四間六尺貳寸此地子壹貫四百卅貳匁三分五厘壹間ニ付七匁三分五厘宛軒數貳拾五
軒右之宿代五拾五貫目阿蘭陀人ハ是ヲ出ス

一 五ヶ所糸割符由緒昔年者白糸之分長崎御奉行所御心得ニ而御吳服所或ハ御公儀様縁にまかせ其
外御家來衆迄割付被遣殘ル糸京堺長崎ハ割符ニ被下候

一 慶長八卯年糸千丸御物被召上御奉行長谷川波右衛門様
小笠原一庵様陸地ハ豊前小倉迄御持登り細川越中守様御船

七艘ニテ小倉ハ伏見ニ御登セ御天守ニ御納メ被成候御物残り糸右三ヶ所割符仕候由

一 慶長九辰年ニ國々所々ハ參候商賣人其頭無之(ナ)不左法ニ付京堺長崎之者糸年寄ニ御定被爲成白糸
割符ニ被仰付於伏見 御奉書頂戴仕候寫

黒船着岸之時定置年寄共糸のねいたさゝる以前に諸商人長崎に不可入候いとのね相定候上
者萬望次第可致商賣者也

慶長九年五月三日

本多上野介 御黒印

板倉伊賀守 同斷

右御奉書頂戴仕候近年者長崎へ下り候所々ノ商人浦上日見矢上と申所ニ逗留致シ糸直段相濟候
已後長崎へ參商賣仕候 御奉書之御本紙只今ニ至り長崎御物役高木作右衛門所ニ有之候祖父作
右衛門先年糸割符年奇勤(マ)被申候故也

一 台徳院様御代糸割符之義爲下相定候事かと於江戸御詮義有之所ニ御役人様方其覺無之ニ付松平
右衛門殿ヲ以長谷川左兵衛殿に御尋被成候得者慥には不奉存候得共伏見於 御城 大御所様御
前ニて御渡被爲成候糸割符御定之品々御帳奉書紙横折觀世よりにてとぢ申候ヲ左兵衛殿被差上
候とちめの印は本多佐渡守殿筆者ハ松浦内藏殿ニ紛無之候久敷もの紛失不致差上候儀神妙ニ被
爲思召候旨重而被爲 仰出候由

一同御代寛永八末年長崎御奉行竹中采女正様御時糸割符彌御改被爲成江戸大坂并御吳服所分國割
符ニ被召加天川白糸唐白糸朴糸黄糸片寄糸紗綾縮緬綸子巻物類不殘割符ニ被仰付候此帳面堺ニ

有之候此時より大割符と申候

割方

一百丸 京

一百貳十丸 堺

一五十丸 江戸

一三十丸 大坂

一百丸 長崎

合五ヶ所

一白糸六拾丸

内

貳十丸 後藤縫殿介 八朔進物 晒五疋箱入

八丸 三嶋屋祐徳 同 晒三疋箱入

八丸 上柳彦兵衛 同 上下五具

八丸 茶屋四郎次郎 同 縮緬貳卷

八丸 茶屋新四郎 同 上下五具

八丸 龜屋庄兵衛 同 晒三疋

右六拾丸ハ糸多少持渡り候而も割付之通六拾丸相渡候

但慶安元子年唐船ニ糸高三千五拾貳斤六拾八匁持渡り元直段壹丸貳貫五百貳拾匁六分八厘

厘當此時吳服所へ六拾丸渡シ壹丸半五ヶ所割符ニ仕候分國へハ遣不申候

一白糸貳拾六丸半

内

一白糸拾貳丸半 筑前博多

大賀善兵衛

壹口 同 惣右衛門

末次與兵衛

勝野紹延
中野作右衛門
大賀九郎左衛門
澁谷九兵衛

半口之半

嶋井善兵衛
西村十右衛門

右惣中より長崎御奉行様へ八朔御禮御一所様にひかきさや六卷宛

金貳歩 高木作右衛門

銀五兩宛 町年寄四人

一白糸五丸 筑後

附録 長崎初發書

柳川

古賀喜左衛門
甲木藤右衛門
紅粉屋彌三兵衛

久留米

榎津屋次郎右衛門
布屋喜兵衛
竹屋新右衛門
三町屋清兵衛

右惣中より八朔御禮御一所様ニ銀貳拾九匁五分宛

一白糸五丸

筑前博多

中元寺三左衛門	右近孫兵衛	團野如閑	淵上助左衛門	木下新兵衛	武藤形右衛門	松本忠兵衛	同常	高橋藤左衛門	團野源右衛門	平吉清右衛門	同彦太夫	福田甚兵衛	甲斐又左衛門	波根清右衛門
割方貳十五ニ割ル	内拾人ハ貳口宛	五人ハ一口宛								拾人	五人			

右惣中より八朔御禮銀御一所様ニ銀貳拾九匁三分

金壹步宛

高木作右衛門殿
町年寄四人へ遣之由

一白糸貳丸半

對馬 服部八郎左衛門

八朔御禮御一所様へ鳥目貳百疋宛

銀貳兩宛 高木作右衛門殿
町年寄四人へ

一白糸壹丸半 豊前小倉

大坂屋善五郎

富田や七右衛門

同 助次郎

八朔御禮御一所様へ小倉嶋壹端宛

銀壹兩宛 高木作右衛門殿
町年寄四人へ

右諸國割方同前

一白糸拾丸 肥前平戸

昔年へ小林徳兵衛壹人へ致拜領候へ共新割符を平戸中へ御割被遣候

八朔御禮御一所様へ鳥目三百疋宛

銀三兩宛 高木作右衛門殿
町年寄四人へ

外二三丸長門下關 本 隼人 江 五ヶ所へ遣ス

一寛永十酉ノ年御奉行 曾我又左衛門様
今村傳四郎様 御時諸糸不殘割符ニ被爲仰付候此帳面堺ニ有之候

一大猷院様御代寛永十一戌年江戸大坂に割符御加増被爲仰付候長崎御奉行 榑原飛驒守様
神尾内記様

百丸 京

百廿丸 堺

百丸 江戸 五十九丸御加増

五十丸 大坂 貳十九丸御加増

百丸 長崎

合四百七十丸

一同御代寛永十八巳年七月五日ニ御奉行 馬場三郎左衛門様
柘植平右衛門様 井上筑後守様 吉利支丹
御奉行 御立會ニ而被仰渡候兩
年五ヶ所願之通ニ阿蘭陀白糸割符ニ被爲仰付候向後諸國之通ニ致平戸へ白糸十九丸可遣由被爲仰
付候

一右之通御代ニ割符御改被爲成下年ニ割符頂戴仕り殊ニ五ヶ所糸年寄共毎年江戸に御年頭ニ罷下
り乍恐

權現様

台徳院様

大猷院様

嚴有院様

正月三日御拜禮御 目見へ仕御獻上指上ケ 御老中様并御役人様方へ御進物持參仕御禮申上夫
の日光へ御社參仕御神酒御土器迄頂戴仕り難有辱仕合ニ奉存候

昔年日光御尊前ニ五ケ所中間の御金燈籠指上ケ至今有之候

一昔年ハ唐船致入津荷役之節御奉行所の御與力同心衆其外通詞役人乗候而御制禁之品ニ御改被成
候五ケ所中間のもケ所の惣代壹人宛乗セ下符致シ其上ニ御與力衆御封被成候貞享貳丑年下符
之儀者御改申上五ケ所の惣代乗セ不申御與力衆御符被成候

一昔年のおらむた居申候出嶋出入之門御番所双方ニ有之候一方は船番衆并町年寄常行司の壹人宛
一方ハ内外町の町人貳人宛五ケ所中間壹ケ所の惣代壹人宛御番相勤出入之者改申候

但番相勤申候惣代共には年番町年寄ニ而毎年神文仕申候

一右之通年ニ相勤申候處明暦元未歲御奉行

黒川與兵衛様
甲斐庄喜右衛門様

御時糸割符被召上候其節ハ唐船積渡り

候割符糸直段相究メ申候義者夏船秋船ニ持渡り候糸上中下と三品ニ直段致シ置冬春積參候直段
も夏秋之直段同前ニ年ニ買取り申候其頃者唐船何程參り候得而も國性府(編註)と申者之仕出シ船の外

無御座候新官と申唐人右之旨ヲ考秋船ニ白糸四萬斤計積渡シ直段高直ニ極メ置冬春船ニ白糸拾三萬斤餘持來り前々ノ通り秋直段同前ニ可仕由申候然ル時者五ヶ所中間ニ千貫目餘損銀御座候右五ヶ所損銀者畢竟唐人之徳分ニ罷成候得者曾ハ御掟ニも背五ヶ所大分之損銀も迷惑ニ奉存向後者唐船積來候白糸多少により其時々ニ直段仕り買申度由五ヶ所年寄共御江戸へ御願ニ罷下候處ニ日頃之御厚恩も不省唐船歸帆五十日之日限相延シ候事不届ニ思召向後糸割符先破捨被仰付候

慶長九辰年ハ明曆元未年迄五拾壹年割符相續

一 明曆元未年割符破捨被仰付大坂 御城ハ御銀五千五百貫目長崎へ御下シ五ヶ所年寄共ニ被仰付白糸高拾三萬千六百斤丸數貳千七百貳拾四丸荷作り致元直段壹丸ニ付貳貫拾五匁廿六厘壹毛右之白糸千三百六拾三丸長崎出嶋藏ニ被召置千三百六拾壹丸ハ大坂 御城ニ御登セ被成候所同年秋白糸少分ニ積渡り糸直段高直ニ成り申候ニ付長崎ニ被召置候白糸元直段ニ被成諸國商人ニ御買セ被成候代銀ハ其年極月十五日切ニ常是包ニ致シ京大坂 御城へ銀上納致シ可申由長崎にて組合判形致シ糸相渡シ申候

上商人

一百貫目以上 九人 壹人ニ三九宛

中商人

一百貫目以下四拾貫目迄 卅五人 壹人ニ貳九宛

下商人

一三拾貫目以下五貫目迄 貳十人 壹人ニ壹九宛

右之年罷下り相勤候年寄貳人

一九丸 池田屋宗務

一七丸 三宅新右衛門

一京大坂ニ御納被成候白糸翌年ノ高直ニ罷成候ニ付御吳服所中并京都織物屋中に元直段ニ被成御買ハセ被成候

一明暦元未年ノ唐船阿蘭陀糸諸色共ニ相對商賣ニ被仰付候

明暦元年ノ寛文十一亥年迄相對商賣十七ヶ年

一割符破捨之時分御老中様ノ京御奉行所へ被遣候御奉書之寫

折紙

一筆令啓上候五ヶ所糸割符棄破被 仰付候因茲自然長崎入津之白糸其外諸色買取候事諸商人無覺束存儀可有之候從當夏者白糸も諸色同前ニ唐人阿蘭陀人令相對無相違商賣可仕之旨被 仰出候間右之趣其許町人共ニ被申聞心次第彼地へ罷越無氣遣賣買仕候様尤候恐々謹言

四月廿四日

阿部豊後守

松平伊豆守

酒井雅樂頭

板倉周防守

牧野佐渡守

右之通被 仰下候長崎ニ下糸商賣之町人共ニ可申聞者也

明曆元年 乙未

佐渡 御印判

四月廿八日

周防 御印判

上下京ノ町代

かたへ

覺

舊冬當春唐船積渡候白糸大分ニ付五ヶ所之者買取候儀不罷成之由訴訟候因茲度、僉議之上得上意候處數年蒙御恩候之間春中早々割符之通買取之ねまし無之諸商人ニ相渡之其上不罷成候者可訴之處去秋之直段引下可構利潤所存日來之不顧御恩剩唐船歸帆之時分御定をも乍存至只今令延引之儀重疊不届被思食候五ヶ所糸割符破捨被 仰付右之糸 公儀に被召上之候右之趣被 仰下候間長崎へ罷下糸商賣町人共ニ可申聞者也

佐 渡 御印判

明曆元年未四月廿八日

周 防 御印判

上下京町代

一承應二巳年同三年江戶町奉行所にて井上筑後守様馬場三郎左衛門様甲斐庄喜右衛門様御立會被成五ヶ所之者共御召被成糸割符故諸色高直成候ト色々御吟味御座候へ共異國亂世故糸少分持渡り申候ニ付高直ニ御座候由御斷申上候其頃京都御所司代板倉周防守様糸割符年寄并京織屋共ニも御尋被成候御書付

京分糸や織屋へ町代へ申渡候書付

附錄 長崎初發書

糸割符之事分糸屋おりとのやなとに聞可申候者割符有之候へは糸高直にて迷惑仕候か又者いか様ニ仕候へ者下直ニ成申候や聞届書付致させ上ヶ可申候其外糸商賣仕候者ニ相尋割符有之候へ者迷惑ニ候と申者有之候者書付上させ可申候割符年寄ニ今朝様子御聞被成候へ共片／＼ノ口にてハ知れ不申候間早々聞可申と被仰付候

三月廿四日

町代

右之通御觸にて糸や絹や不殘寄合糸割符故諸色高直ニ罷成候御破被成候者下直ニ可有御座と申上候

一承應三年午ノ七月四日ニ黄檗山隱元和尙安海出シ商船ニ乘來朝長崎興福寺へ御揚り候

一同四年未ノ七月九日黄檗山木庵和尙安海出シ商船ニ乘來朝長崎福濟寺へ御揚り候

一明曆三年酉ノ二月十六日黄檗山即非和尙舟山出シ商船ニ乘來朝長崎崇福寺へ御揚り候

御公儀様を被仰出候御書付之覺

一當年白糸少渡申候ニ付當地ニ有之候白糸元直ニ拂候今程白糸高直之處にくつろぎのため元直ニ

被下候間一所ニ買集申間敷候勿論しめ賣ニ不仕高利之考なく早々拂可申候

一右之白糸代銀京大坂之御藏へ常是包ニ致當十二月十五日前ニ急度可相納事

一京大坂堺其外國之者當所へ參候隨成者請合糸請取代銀も勿論請合可申候事

右之通とくと合點仕糸買可申と存候者共可書出他國之者當所之者割付糸可相渡候已上

未九月廿六日

一糸割符被召上候翌年を壹ヶ所を壹人宛御江戸へ罷下り御奉行所様御内寄會御式日十貳年ノ間御訴訟御歎申上候其後者五ヶ所之者共當分之渡世さえ且くニ罷成り無計方打捨罷有候

一唐船着船ニ被仰付口錢銀三貫目宛宿主へ被下之候惣而さし船と申事ハ一ヶ年ニ壹人之名當テニテ壹艘ならてハ指申事不成候尤家持計ニ被仰付候荷役仕候節ハ御檢使并同心衆御出シ被成其外唐人方大通事小通事又ハ其船頭之念頃成内通事共乘申候而荷役仕候事

一明曆元年割符破捨被仰付候以後者白糸も諸色同前ニ相對商賣ニ被仰付候其船宿之門口ニ唐人方より積渡り申候代物之品々書出シ張紙仕候を望之商人共宿主方へ約束仕前後をあらそひ直組仕申候尤掛り物之儀者前廉被仰付候通ニ御座候縱ハ端物壹端ニ付貳匁三匁宛又荒物藥物ハ百斤ニ付何程宛と申宿主方へ花口錢出シ代物買取申候事

一其時分唐物道具之儀者唐人方初日ニ藏明申候節なげ札と申木札を五十枚百枚宛拵置諸人をよせ唐人ニ右之札をなげさせ申翌日其札之番付を以買取申候事

一 萬治三子年黒川與兵衛様御時高砂之阿蘭陀人を國性府より追落シ國性取申候其節阿蘭陀船にてにげ來り阿蘭陀女も數多來朝仕申候

一同四年丑ノ九月黒川與兵衛様
嶋田久太郎様御時日本へ渡海之船頭陳辰官船ちうふつと申所を出申候を阿蘭陀人

彼川口にて押取申候右船之漕者貳十人餘程小阿蘭陀船ニ乗候處ニ逆風ニ逢薩摩こしき之前に漂着仕申候さつまを長崎へ御送り被成御詮儀之上過料として阿蘭陀人より銀子貳百七拾貳貫六百目御取二娘と申唐人御呼被成銀子御渡シ被成候

一 寛文三卯年三月八日下筑後町樋口惣右衛門と申者狂氣ニ成自家に火を付巳ノ中刻を燒出翌九日之巳ノ割迄(刻ノ邊)燒申候町數六拾三町家數貳千九百壹軒燒殘る町九町内六町ハ半分燒ル

一 其節内外町へ銀貳千貫目十年符ニ御拜借被仰付候

一 江戸町波戸場常燈籠唐人通事中へ被仰付建之嶋田久太郎様御時

一 寛文五巳ノ五月廿四日阿蘭陀荷役之節船筒より火出燒失仕候船大(符字)大形燒ル

一同六年午六月松平甚三郎様御時さし船なしニ町々に順番に被仰付候

一同七年未五月諸方之者朝鮮に渡海商賣仕候由訴人有之御穿鑿之上同十一月晦日囚人貳十八人斬罪被仰付家財御闕所對馬之者者翌年正月對馬に御渡シ斬罪有之候

異國へ御停止物之品々

一絹 一綿 一織木綿 并繰綿 一布類

一麻 一銅 是ハ御訴訟申上前之通御赦免 一柴^(ワルシ)

一油酒 此貳色は船中ニ而遣申分ハ不苦

日本に持渡り申間敷物品々

一藥種に不成植物之類 一生類 一小間物道具

一金糸 一さんこしゆ 一阿蘭陀曲物 惣而^(イ彫)斷物之るい

一藥種ニ不成唐木 一たんから 一につち

一伽羅皮 一ひよんかつ 一衣類に不成結構成織物

一羅しや 一羅せ板 一狸々皮

此三色ハ持渡り可申候此外之毛織は可爲無用候右之通御 奉書御到來松平甚三郎様御時寛

文八申ノ三月廿四日唐人阿蘭陀通詞方へ被仰渡候

一同八年申五月廿四日松平甚三郎様御時唐人阿蘭陀代物之代銀金子ニ而相渡シ候様ニ被仰付候

一寛文十一亥年冬船三拾七番宿今博多町へ被仰付候唐船より商賣御改被成候

一同十貳子年の阿蘭陀へ金子壹兩六拾八匁かへニ相渡シ唐人方へハ銀子可差渡由牛込忠左衛門様御時被仰付候

一同年牛込忠左衛門様御時貨物御一法初而被仰付候五ヶ所の功者成商人被撰出目利役被仰付唐人阿蘭陀諸色元直段御究被成候然共子年ハ札宿老支配人も無之候尤船々之貨物ヲ商人之銀高に應シ振鬮ニて被仰付候商人中貨物銀高と申儀者前酉戌亥三年之買物仕候高を書付させ御取被成三年ニならし買高御極其高に應シ貨物被下候又子年初而長崎へ下り又は前々年々罷下子ノ年前三年不參者ハ新下り同前ニ新商人ニ被仰付候

一右御割付之通被仰付子ノ年ニハ五ヶ所并諸國商人共ニ諸色貨物ニ而御割付被仰付候事

一延寶元丑年五ヶ所貨物札宿老并會所支配人目利御定被成目利方の之直段目錄ハ御政所ニて御披被成直段御究其船々之掛り之町年寄方の直段目錄船頭宿主方へ被遣候右之直段ニ唐人請合申候へ者右之貨物五ヶ所ニ勘板を出し諸商人に札入させまし高直成方ニ賣渡惣高之まし銀集之五ヶ所貨物取之割高に應し其所々之札宿老方の渡之候阿蘭陀貨物も右同斷

一唐船貨物之内三ヶ一ハ宿町ニ四拾貫目分附町壹町ニ貳拾貫目分之積りを以附町數被仰付宿町附町の致支配増之入札仕らせ増銀者宿町附町配分仕申候此三ヶ一と申儀者前廉唐船さし宿相對商

賣之時分より宿町附町ニ右之通取來り申候

一長崎諸役人

御物役人 高木作右衛門

町年寄 高木彦右衛門

同 後藤惣左衛門 只今惣左衛門孫庄左衛門

同 高嶋四郎兵衛

同 高木清右衛門

常行司 藥師寺宇右衛門

福田傳次兵衛

年行司貳人

内町外町乙名八十人 附 大組頭壹町ニ三人
同行事 壹人

一阿蘭陀通詞八人 内 大通詞 四人
小通詞 四人

右大通詞壹人前ニ出嶋口錢銀之内ノ銀拾貫目貨物増銀之内六貫目并阿蘭陀人ノ弁柄糸百斤銅口
錢之内四貫目或三貫目程每事被下候小通詞壹人前ニ出銀口錢銀之内ノ四貫目貨物増銀之内貳貫
(備ノ銀カ)

目阿蘭陀人^方弁柄糸五拾斤銅口錢之內三貫目或ハ貳貫目

一唐人通詞九人 內 大通事 四人
小通事 五人

大通事壹人前ニ貨物增銀^方拾貫目通詞口錢之割前貳拾壹貫目程小通詞者壹人前ニ貨物增銀之內

^方三貫目通詞口錢之割前七貫目

一暹羅通詞壹人

森田權左衛門

御役料三人扶持并出嶋口錢之內銀拾枚

一東京通詞壹人

東京久藏

御役料右同斷

一呂宋通事壹人

末永六左衛門

御役料出嶋口錢銀之內^方拾枚被下候

一目明唐人壹人

周辰官

御役料六人扶持

一諏訪神職四人

唐船口錢銀之內^方壹人前銀壹貫目宛

守村 田新 兵衛
田與三 左衛門
吉田 惣兵衛
水野 小左衛門

一放火山野母山御番所役拾貳人

内

觸頭貳人者三人扶持ニ七石並出嶋口錢之内壹人前ニ銀拾五枚宛拾人者貳人扶持ニ七石宛

一御船頭貳人

清水 太右衛門
森路 彌次兵衛

御役料壹人前ニ拾人扶持宛

一御水主貳拾人 内

拾人者壹人前ニ四人扶持宛
拾人者壹人前ニ金子五兩宛

一船番拾七人

内

貳人ハ 船番觸頭壹人前ニ三人扶持ニ銀貳拾五枚

貳人ハ 御藏番ノ役右同斷

十三人ハ 壹人前ニ貳人扶持ニ銀貳拾枚宛

一御藏番拾人

御役料壹人前ニ金子五兩ニ壹人扶持宛

一町使拾五人 内

九人ハ引地町
六人ハ新屋敷

但京都雜職同前

壹人前ニ町中^ハ銀五百三拾目加増銀百九拾貳匁三分唐船口錢之内貳百九拾目餘賣高百貫目ニ付七匁六分九厘唐人手前^ハ出シ出嶋^ハ貳百貳拾八匁貳分此内半分者貨物

一筆者貳人

中村彌三右衛門
岡田佐助

壹人前ニ町^ハ銀五百八拾目唐人口錢之内銀五枚宛出嶋^ハ銀四枚宛但三ヶ一ハ金三ヶ貳ハ貨物地下旅貨物商人中^ハ歲暮八朔禮として凡銀五百目程遣之唐人貨物賣高百貫目ニ付銀貳拾目宛唐人出之中村彌三右衛門者壹貫目分之貨物被下候

一普請方役壹人

佐々木七兵衛

役料弁柄糸百斤元直段出嶋口錢之内銀拾枚歲暮八朔禮として銀五百目程唐人中^ハ出之七貫目分之貨物外ニ被下候

一散使六人

貳人ハ引地町
四人ハ新屋敷

但京都町代同前

壹人前ニ町中^ハ銀七百三拾目宛歲暮八朔禮として商人中^ハ銀五百目程唐人貨物賣高百貫目ニ付六匁六分ツ、唐人出之出嶋^ハ銀壹枚但三ヶ一ハ金三ヶ貳ハ貨物

一大波戸

下見助右衛門

船手内外町中^ハ銀七百目唐船貨物賣高百貫目ニ付拾匁ツ、唐人出之出嶋^ハ銀貳枚内三ヶ一ハ

金三ヶ貳ハ貨物

籠屋敷櫻町ニ有之

一籠守

土屋次兵衛

銀貳拾枚從 公儀被下候并出嶋口錢之内六百目櫻町ハ唐船口錢貳ヶ所分町並ニシテ遣之

一籠番拾人

壹人前ニ扶持銀三百目宛御闕所銀之内被下候出嶋口錢之内銀貳百目宛遣之

一御物目利拾九人内

伽羅目利貳人

役料壹人前ニ口錢銀之内銀三百七拾目餘貨物壹貫目

鮫目利三人

役料壹人前ニ口錢銀之内銀百六拾目程貨物壹貫目

卷物目利五人

内 四人ハ貨物三貫目
壹人ハ貨物壹貫目

書物目利三人

役料壹人前ニ口錢銀之内銀百六拾目宛貨物壹貫目

唐物道具目利三人

役料壹人前ニ銀貳拾枚貨物壹貫目

唐繪目利三人

内 壹人ハ銀貳十枚
貳人ハ銀拾枚宛

一藥種目利拾人

但唐船荷役之時藥種改之勿論御物目利仕候唐船藥種高四ヶ一出嶋藥種ハ銀拾五貫目分元直段ニ被下候右四ヶ一之藥種地下小藥種屋中へ遣之候外ニ藥種之内銀四貫目分地下藥種屋中へ遣

ス

一 塩硝目利壹人

徳永源右衛門

但役料口錢銀之内銀百四拾五匁程

一 唐皮目利壹人

役料唐皮拾五枚元直段ニ被下候

一 籠屋醫師六人

役料壹人前ニ口錢銀之内三百六拾目程並銀拾枚分之藥種元直段ニ被下候

一 同目醫師壹人

役料口錢銀之内銀五枚並五枚之藥種元直段ニ被下候

一 同針立壹人

役料口錢之内銀五枚並銀五枚之藥種右同斷

一 同外科貳人

役料壹人前ニ口錢銀之内銀五枚並七枚分之貨物

一出嶋醫師四人

役料壹人前ニ弁柄糸百斤並銀五枚分之貨物

一御藥園守壹人

水野小左衛門

役料銀高三貫目分貨物内五百目ハ自貨物

一貨物札宿老拾人

江戸貳人 京貳人 大坂貳人
堺貳人 長崎貳人

役料銀拾貫目分之貨物并貨物増銀之内ハ銀拾貫目宛

京都札宿老四人被仰付貳人宛隔年ニ下り相勤候休之年者自貨物計ニて役料無之候長崎札宿

老には壹人ニ銀貳拾貫目宛御預ケ置被成候貨物破捨之時右之銀拜領仕候

一御糸役人四人

役料壹人前ニ銀五拾枚宛被下候此役人者長崎之者計被仰付候糸支配之外唐物道具支配仕候

一五ヶ所支配人十三人 江戸京大坂堺ハ貳人宛長崎ハ五人

役料壹人前ニ貨物増銀之内貳貫目宛

四ヶ所支配人壹人前ニ銀八貫目宛長崎者五人ハ拾貫目宛御預ケ置被成候貨物破捨時五ヶ所共

に拜領仕候

一諸貨物目利五ヶ所合五拾人

糸 端物 藥種 荒物 鹿皮 書物

此六品ハ役料壹人前ニ白糸七拾五斤糸柄糸百五拾斤宛元直段ニテ被仰付候(并、漢力)

一鯨役料ハ壹人前ニ柄鯨三百本元直段ニテ被仰付候

一柴同壹人前ニ柴四百斤元直段ニテ被仰付候

一伽羅目利壹人前ニ銀五百目宛 地下目利ハ壹人前ニ茶碗藥百斤宛

一茶碗藥旅目利ハ壹人前ニ銀高壹貫八百七拾壹匁七分宛之茶碗藥元直段ニテ被仰付候

一牛皮同壹人前ニ牛皮貳百枚宛元直段ニテ被仰付候

右之外五ヶ所支配ニ付筆者銀見手傳小使(貸、漢力)貨銀并諸事雜用銀者貨物増銀之内ニテ出之

一唐人年行司五人

唐船貨物賣高銀百貫目ニ付壹人前ニ銀貳拾七匁宛船々ハ唐人出之

一唐人内通事 百六拾八人

内

南京通事 六拾六人

泉州通事 百壹人

暹羅通事 壹人

唐船壹艘ニ付貨物拾貫目分之増銀被下候商賣之口錢者賣高壹貫目ニ付貳匁五分宛鹿皮壹枚ニ

付壹分宛柴壹斤ニ付五厘宛

南京通事小頭 四人

泉州通事小頭 四人

是者内通事取高貨物増銀都合之内六步取南京泉州方半分宛致配分候且又泉州方之内通事ハ其船ニ付候内通事口錢付取南京方ハ集候而平等に配分仕候入津之時分泉州方之船ニは通事貳人付口錢之内八步取南京内通事壹人付口錢之内貳步取南京方之船には南京通事貳人付口錢之内八步取泉州内通事壹人付貳步取申候外ニ唐人手前ハ賣高銀百貫目ニ付銀百目宛出之右之割前ニ准シ取定

一阿蘭陀内通詞 百三拾三人

内

拾貳人者小頭壹人前ニ銀五百目分之貨物被下候其上内通事中間取前ニ銀五百目宛之増取申候
右内通詞阿蘭陀脇荷物相改之時分手傳仕候午ノ年迄ハ脇荷物賣高ニテ壹割之口錢商人より取申
候へとも年々減少有之ニ付申ノ年御訴訟申上荷物之多少ニ無構五ヶ所貨物増銀之内ハ銀六拾貫
目被仰付候壹割之口錢會所へ取増銀ニ加ニ申候

一出嶋金場役人 三拾六人

給銀として阿蘭陀ハ銀四貫三百目遣シ申候并貨物買高ハ百貫目ニ付三百目宛出之

一出嶋筆者 八人 四人ハ乙名方ノ筆者
四人ハ通詞方ノ筆者

役料弁柄糸貳千五百斤貨物元直段ニテ被下候

一出嶋出入之番常ハ船番壹人町年寄常行司家來壹人宛一日一夜替リニ相勤阿蘭陀入津之日ハ九月
廿日出船迄ハ右之外ニ内外町ハ家持四人宛一日一夜替リニ相勤候古來糸割符之節ハ壹ヶ所ハ壹
人宛相勤候

一出嶋こんぶら 十七人

是ハ阿蘭陀賄方之買物致貳人宛月替リニ相勤申候

一出嶋くすねり 三人

是ハ阿蘭陀料理仕候阿蘭陀人ハ壹ケ月ニ壹人前四拾五匁宛遣之

一草きり 壹人

是ハ生畜類ニ喰セ申候壹ケ月四拾五匁宛阿蘭陀ハ出之

一出嶋門辻番 四人

一日壹人ニ壹匁宛出しま町中ハ出之

一出嶋不寢番 五人

阿蘭陀船入津之日ハ出船之日迄夜計壹ケ月ニ壹人ニ付三拾匁宛ニテ雇出しま町中ハ出之

一御奉行 牛込忠左衛門様
岡野孫九郎様 寛文七未年阿蘭陀貨物賣高銀五千四百八拾貫貳百卅壹匁四分一厘五毛

壹兩ニ付六拾八匁カヘ

金ニシテ八萬五百九拾壹兩貳步銀九匁四分一厘五毛

一銅貳百三拾八萬五千斤 但壹斤ニ付一匁壹分五厘カヘ

代銀貳千七百四拾貳貫七百五拾匁

同かへ

金ニシテ四萬三百卅四兩貳步銀四匁

右阿蘭陀四艘入津

一同年唐船 三拾壹艘入津

銀壹萬四百四貫四百九十六匁六分四厘八毛壹弗

此口錢銀四百貳拾四貫八拾貳匁六分三厘七毛七弗

右末ノ年唐人阿蘭陀賣高

合銀壹萬五千八百八拾四貫七百貳拾八匁六厘三毛一弗

一寛文八年申阿蘭陀入津之船四艘貨物高銀五千四百拾八貫七百拾貳匁貳分九厘四毛

壹兩ニ付六拾八匁かへ

金ニシテ七萬九千六百八拾六兩三步銀拾參匁九分四厘四毛

一銅貳百六拾八萬五千貳百斤

但壹斤ニ付一匁壹分五厘かへ

代銀三千八拾七貫九百八拾目

同かへ

金ニシテ四萬五千四百拾壹兩壹步銀拾五匁

一同年唐船 貳拾九艘 未ノ年三拾貳番三拾三番之船とも

貨物高銀壹萬五百八拾貳貫九百五拾九匁八分五厘三毛

此口錢銀合三百四拾貫六百四拾六匁七分六厘六毛七弗

一申之年惣貨物高銀壹萬九千六百五拾八貫九百六拾七匁九分貳厘貳毛

惣人數六千六百七拾三人

江戸貨物高六百貳拾貫百目 人數七十三人

同所載判千三百九拾四貫壹匁九分 人數貳百七拾貳人

合貳千拾四貫百壹匁九分

人數合三百四拾五人

駿河國町中 近江壹人 伊與壹人 讚岐壹人 備前壹人
豊後八人 肥前百八十九人 平戸六十人

京貨物高千貳百八拾五貫六百貳拾四匁 人數百卅八人

同所載判六百貳拾九貫四百廿六匁四分九リソ 人數百七拾貳人

合千九百拾五貫五拾目四分九リソ

人數合三百拾人

和泉三人 安藝六人 筑前五十八人 筑後五十六人
唐津卅壹人 大村十一人 天草貳人

大坂貨物高八百七拾四貫五百卅六匁七分貳リソ 人數百貳十壹人

同所載判八百七拾壹貫百廿七匁四分 人數百八十人

合千七百四拾五貫六百六拾四匁壹分貳リ

人數合三百壹人

周防壹人 長門廿一人 肥後六拾八人
薩摩拾人 嶋原六拾貳人 對馬九人

堺貨物高貳千九百三拾四貫五百九匁壹分八リ 人數貳百六拾八人

同所載判八拾壹貫六百拾七匁六分 人數十三人

合三千拾六貫百貳拾六匁七分八厘

人數合貳百八十壹人

伏見四人 紀伊貳人 備後三人
播磨三人 伊勢壹人 肥後求麻壹人

長崎貨物高壹萬六百七拾八貫貳拾五匁貳リ 三毛 人數五千四百四拾壹人

內通事 貳百九拾貫目 是ハ唐船壹艘拾貫目分宛被下候船數貳十九艘

合壹萬九百六拾八貫貳拾五匁貳厘三毛

兩所軒數卅八軒

一長崎 西泊 戶町 兩御番所 松平右衛門佐樣 鍋嶋丹後守樣 隔年ニ御勤

侍貳拾五人 但番頭共ニ

人數七百九十人 內

足輕百六拾人
水主三百貳十人

相殘ハ侍品并又若

船數三拾艘

内 四拾壹貳丁立 十四艘
荷船三百石積 十四艘

平太船 貳艘

右者松平右衛門佐様を出入ル但番代りに依テ人數并船多少有

侍拾六人 但番頭共

人數七百人程内 足輕百拾人
水主三百八十人

船數貳拾艘

右者鍋嶋丹後守様を出入ル但此外深堀鍋嶋志摩守殿被相詰候年により番頭により船人多少有之候
慶安四年卯年小屋かけ翌辰年出來申候

一 石火矢臺之石垣 七ヶ所

壹番長崎領 大村領 長崎領 大村領

一 大たを 一 貳番女神崎 一 三番神崎 一 四番白崎

肥前領 肥前領 肥前領

一 五番高向 一 六番長刀石 一 七番かけの尾

右者承應貳年松浦肥前守様御築せ被成候

一 江戸町詰番船九月朔日の四月晦日迄ハ細川越中守様の御勤船貳艘四拾丁立五月朔日の八月晦日迄
松平主殿頭様の御勤船壹艘四拾丁立

一 十善寺御藥園

上之段

横五間三尺七寸
入九間四尺五寸

横四間
入七間 竹垣ニテ仕分ケ

下之段

横五間
入六間

此兩所ニ藥苗三拾品餘有之候

右高木作右衛門支配

貨物 三貫目

内五百目自貨物

御藥園地守

水野小左衛門

同番

白濱彌介

貳人扶持被下候

一 諏訪御社

長崎中氏神

住吉大明神
森崎大明神

三社御鎮座

寛永貳乙丑年御奉行長谷川權六様御代御再興

一 御神輿祭禮御能當人神職内外月役等之初り寛永拾壹甲戌年

祭禮之時分御供

兩御家老衆

壹人宛

町年寄不殘

常行司貳人

五ヶ所割符年寄

一寺數三拾九ヶ寺 内

山林御朱印

禪 七ヶ寺

皓臺寺

春徳寺

雲龍寺

禪林寺

山林御朱印

淨土七ヶ寺

大音寺

法泉寺

三寶寺

淨安寺

天台三ヶ寺

安禪寺

現應寺

多門院(開カ)

聖徳寺

眞言八ヶ寺

能仁寺

清水寺

聖無動寺

青光寺

山林御朱印

法華貳ヶ寺

本蓮寺

長照寺

正覺寺

深崇寺

一向七ヶ寺

大光寺

西勝寺

光源寺

深崇寺

附錄 長崎初發書

唐寺五ヶ寺 興福寺 崇福寺 福濟寺 德苑寺
南京 福州 漳州
 一神社十ヶ所 聖福寺

山林御朱印

諏訪社

伊勢宮 天滿宮 虛空藏
 大黒堂 八幡宮 稻荷有之 荒神有之

一御船數九艘

六十四丁立 壹艘
 五十四丁立 壹艘
 四十丁立 壹艘
 東京船造御船壹艘

一御船藏五軒

八間二十三間 壹つ
 七間二十三間 貳つ
 六間二十貳間 壹つ
 五間十七間 壹つ

外ニ御船具入候土藏四間二十間

右寛文拾戌年松平右衛門佐様御建被成候

一長崎町中惣間合壹萬五千三百五拾三間貳合四夕貳才八

ヶ所合三千六百拾ヶ所半零六七

一竈數壹萬千六拾五竈

家持 三千六百九十七竈
 借屋 七千三百六拾八竈

一長崎内外町八拾町

内 内町貳拾六町 陸手 拾五丁
船手 拾壹丁

本博多町 櫻町 金屋町 後興善町 新興善町 本五嶋町

引地町 堀町 本興善町 東築町 西築町 嶋原町

浦五嶋町 小川町 江戸町 内中町 新町 船津町

大村町 本下町 今下町 豊後町 平戸町 今町

外浦町 柗嶋町

外町五拾四町
陸手 卅四町
船手 貳拾町

八百や町 戎町 勝山町 麴や町 新橋町 本大工町

萬や町 今籠町 研や町 北馬町 榎津町 酒や町

本紺や町 本紙や町 桶や町 本籠町 八幡町 大井手町

袋町 西上町 本油や町 今石灰町 西中町 下筑後町

船大工町 今博多町 材木町 留粕町 東中町 今魚町

銀や町 今紺や町 古町 今鍛冶屋町 大黒町 本古川町

新石灰町 出來大工町 東上町 中紺や町 上筑後町 東古川町

附錄 長崎初發書

東濱町 南馬町 本石灰町 出來鍛冶や町 伊勢町 新大工町

諏訪町 西古川町 西濱町

ノ五拾壹町 此外三町者船取不申併付町には成申候○

○丸山町 ○寄合町 ○出嶋町

一人數合五萬貳千七百貳人

男貳萬七千七百九十八人 内 ころひ千三人 元來貳萬六千七百九十五人

女貳萬四千九百四人 内 ころひ九百卅九人 元來貳萬三千九百六拾五人

右者天和元酉年迄拾五年已前迄ハ人數四萬人程有之候所ニ次第ニ減三萬七八千ニ罷成候へとも

寛文十貳子年ノ毎年多ク成ル

一橋數大小卅三内 大橋 十七 此内 板橋四つ 石橋 十三
小橋 十六 此内 板橋九つ 石橋 七

一酒屋數 百六拾軒

酒造り米高 三千七百八拾壹石五斗六升貳合六夕四弗

一御奉行所御制札 在所

櫻町 かくたく銀 五百枚掛ル

江戸町大波濤

出嶋橋口

長崎村

浦上村

小瀬戸村

一貞享元^{甲子}十二月廿七日於江戸長崎町御奉行宮城監物様へ貨物被召上先規之通糸割符ニ被仰付

其外諸色相對商賣ニ可仕由被仰渡候

貞享貳年乙丑御奉行

長崎

川口源左衛門様

御家老

宮城監物様

御家老

井原善太夫殿
味岡勤兵衛殿
早川段右衛門殿
松田甚五左衛門殿
東才右衛門殿

京都御諸司代

土屋相模守様

御家老

早川源右衛門殿
奥田與三左衛門殿
長谷川又左衛門殿
鈴木友右衛門殿
赤尾又兵衛殿

同町御奉行

附錄 長崎初發書

前田安藝守様

御家老
(堅田庄大夫殿
三田村庄兵衛殿)

(堅田清左衛門殿
山田作太夫殿)

割符役人

同

井上志摩守様

御家老
(松永與右衛門殿
奥田七郎兵衛殿)

(平塚彦右衛門殿
松井善右衛門殿)

但京都ニテ割符被仰付候節者江戸御在勤故諸事安藝守様御一人ニテ被仰付候

一貞享貳乙丑正月十一日ニ長崎町中御觸被爲成候 御奉書寫

一長崎ニ而唐船阿蘭陀商賣之儀先規之通糸割符ニ仕其外諸色相對商賣ニ可申付之且又御制禁之

品々向後堅ク買取不申候様ニ可申付之切死丹宗門之儀彌以可入念之由被仰出候者也

一同正月廿七日江戸町御奉行 北条安房守様
甲斐庄飛驒守様 貨物被召上候由貨物人數へ申渡候へと江戸三人之町年

寄へ被仰渡候由申來候

(以下異筆)

一慶長九辰年五月

大權現様於伏見御城糸割^(マ)府初而京堺長崎右三ヶ所へ被爲 仰付候

京 百丸

堺 百廿丸

長崎 百丸

合三百貳拾丸

但此斤目高壹萬六千斤

右三百貳十丸之株を以毎年積渡り申候白糸不殘右之斤高ニ割掛ケ三ヶ所割^(マ)府之者共頂戴仕候堺百廿丸之義ハ諸色大分積渡り商人金銀不足仕候處堺商人共過半買取申候ニ付爲御褒美御加増被爲 下候由之御事

一寛永八末年

台徳院様御代江戸大坂被召加

江戸 五十丸

大坂 三十丸

合八拾丸

但此斤高四千斤

此節吳服飾へ糸高六拾丸六軒へ被爲 仰付候是ハ現糸にて六拾丸ニ限り申候

一大猷院様御代江戸五十丸を百丸大坂三十丸を五十丸ニ被爲成都合百五十九丸五ヶ所糸高四百七十丸但此斤高貳萬三千五百斤之株を以毎年白糸不殘五ヶ所へ頂戴仕承應三年迄五十一年相續頂戴仕候所翌未年破捨被爲 仰付候御事

一寛文十二子年初而貨物商賣被爲 仰付候貞享元子年迄相續候處同年六月從江戸田又兵衛様小田切喜兵衛様長崎へ御越被成諸事御聞届ヶ之上江戸へ御登同十一月貨物御市法破捨被爲 仰付候御事

一貞享二丑年

常憲院様御代糸割(マ)府古來之通被爲 仰付所々御奉行所へ御奉書到來仕候古來者白糸迄ニて御座候得共糸類不殘割府買取候様ニ御奉行様被仰付如先年五ヶ所割符之者共頂戴仕候然所同年八月唐人方拾萬兩阿蘭陀方五萬兩都合拾五萬兩之商賣被爲 仰付候内唐人方ニて貳千貫目阿蘭陀方ニて千貫目合三千貫目糸代五ヶ所へ被仰付候然處元祿十一年之春吳服師共御願申上五ヶ所割符之内糸千丸被爲 下置候五ヶ所へ者現糸五百丸被爲 仰付候古來々五ヶ所之糸高四百七十九斤高ニて割付所々割符頂戴仕候處ニ新規ニ五百丸現糸ニ被爲 仰付候ニ付 御蔭大分減少仕割符之者共至極迷惑仕候上近年諸色高直打續困窮難義仕候

右之趣乍恐被爲 聞召上御慈悲之上先規之通被爲 仰付被下置候者割符之者共ハ不及申上末之
之者共迄も相潤難有可奉存候以上

未 三月

長崎糸年寄

濱 武治 兵衛

同

森 四郎 右衛門

大坂

今井 理左衛門

江戸

松木 八左衛門

堺

阿賀や九郎 右衛門

京

三宅 九郎 右衛門

後記

近世前期の住友の輸入貿易については本文にも述べた如く、その資料僅少のため充分の考究をなし得なかつたが、前二輯の銅貿易関係の研究と相俟つて一先づこの時期の住友の貿易活動を概観し得たものと思ふ。これらによつて観るに、従來考へられてゐたやうな微力なものとは異り、次輯に述べるこの期の盛んな銅山開發經營と並び、貿易面に於ける住友の活躍は刮目に値するものであつたことが分る。またこの輯は向井氏の遺稿を缺いてゐるので特に補つた。

尙、續いて京都大學教授小葉田博士の替らぬ御懇切な御指導と御校閲とを賜はつた。

昭和三十三年夏

修史室

昭和三十三年夏
昭和六十年八月二十日

初版発行
初版第二刷発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社